

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録 (1 5 . 3 定)			
日 時	平成15年 9月25日(木)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時35分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	大竹委員長、秋山副委員長、山田・横田・上野・菊地・小前・佐々木(勝) 各委員		
説 明 員	教育長、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="margin-left: 40px;">委員長</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、山田委員、佐々木勝利委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「新行政改革実施計画の主な実施項目と財政効果額について」

(総務)田中主幹

平成14年度における新行政改革実施計画第2次改訂の主な実施項目及び平成14年度までの財政効果額等について、報告いたします。配布資料をご参照いただきたいと思います。

まず、平成14年度の主な実施項目といたしましては、(1)事務事業の見直しでは、1、職員・運転業務職以外の公用車運転体制の拡大として、管理職による公用車運転を実施し、2、小中学校の余裕教室の有効活用として、庁内検討組織である小樽市学校施設活用検討委員会を設置し、3、事務処理方法の見直しとして、市民税課でオンラインソフト導入により、窓口対応の迅速化を図り、4、放課後児童健全育成事業の一元化として、放課後児童クラブの窓口を社会教育課に一元化しました。

(2)時代に即応した組織・機構の見直しでは、7、組織・機構の見直しとして、経済施策充実のため、中小企業センターと商工課の業務を統廃合して、商業労政課と産業振興課に再編し、市税の収納率向上を目指して、納税課に特別滞納整理担当を設置し、9、病院の統廃合として、新病院建設整備方針を策定し、新病院基本構想策定作業を開始し、11、サービスセンターの充実・強化と連絡所の見直しとして、各サービスセンターで納税証明書の交付や児童手当の申請の受付などを行う、いわゆるワンストップサービスを開始し、12、農業委員会の在り方についての検討として、平成13年度の検討結果に基づき、農業委員の5名減員を実施し、13、保育所の統廃合として、新赤岩保育所の供用を開始し、14、消防出張所の適正配置等として、消防署所及び職員の適正配置計画を策定し、15、小中学校の適正配置として、中学校適正配置の実施に係る実態調査を実施しました。

(4)定員管理及び給与の適正化では、18、職員数の削減として、前年度の4月1日現在の比較で51名を削減し、19、給与制度等の見直しとして、特別職の給与について、市長7パーセント、助役・収入役5パーセントに拡大して削減するとともに、管理職手当についても、継続して削減しました。

(5)人材の育成と多様な人材の確保では、22、国・道との積極的な人事交流を行い、28、専門的知識を有する人材の中途採用として、社会人枠4名を6月に採用しました。

(6)行政の情報化と行政サービスの向上では、地域情報化計画の策定として、29、情報通信技術を活用した行政サービスの向上を図るため、小樽市地域情報化計画を策定し、30、庁内LANの整備として、庁内LAN接続のパソコンを約600台増やし、業務の効率化を図り、31、子育て支援策の充実として、延長保育、産休明け保育事業等を2か所で拡大し、市内2か所目となる小樽市地域子育て支援センター、愛称「風の子」を赤岩保育所に併設しました。

(7)公正の確保と透明性の向上では、34、行政不服審査を行う機関の設置についての検討として、市長の補助機関である委員会の小樽市行政不服審査委員会を設置しました。

(8)経費の節減・合理化と財政の健全化では、36、公用車の削減として、秘書課及び建築課の公用車をそれぞれ1台削減し、39、遊休等資産の活用・処分の促進として、旧住吉中学校敷地及び校舎など普通財産の土地約5,836平方メートル及び建物を約2億1,000万円で売却し、41、港湾引き船業務の民間委託として、平成15年度から実施するための業務委託契約を2月に締結しました。

(9)公共施設の管理・運営等の見直しでは、43、施設の有効活用の検討として、おたる自然の村で、学校週5日

制の実施に合わせて、土曜日に森の学校を開設し、44、管理・運営の民間委託の推進として、総合体育館を月曜日も開館することとし、その管理を小樽体育協会に委託しました。

(10)公共工事のコスト縮減では、継続して技術基準等の見直し・設計手法の見直しなどを行いました。

(11)広域行政の推進では、北しりべし廃棄物処理広域連合を4月に設置しました。

4ページ目ですけれども、これらの結果、平成13年度を初年度とする新行政改革実施計画第2次改訂の実施項目49項目のうち、41項目が実施済、又は一部実施済となり、項目数での実施率は83.7パーセントとなりました。

また、財政効果額は、平成13年度との累計で、人件費の削減分が約11億2,500万円、収納率向上対策が約900万円、使用料手数料の見直しが約4億3,200万円、遊休等資産の処分が約2億2,100万円、その他が約3億2,400万円で、合計約21億1,800万円となりました。

委員長

「小樽市総合計画、市民と歩む21世紀プランの基本計画中間点検報告書について」

(企画)福井主幹

21世紀プランの中間点検報告について、小樽市総合計画「市民と歩む21世紀プラン」基本計画中間点検報告書につきまして、説明いたします。

昨年末以来、作業を進めてきたわけですが、このたび点検報告書としてまとめましたので、これをお配りしたところでございます。平成14年度で計画期間の中間年を経過したことから、現時点における課題や進ちょく状況を的確に把握するとともに、計画策定後における社会情勢の変化を踏まえた今後の対応方向を明らかにするため、計画全般にわたり点検を実施いたしました。

まず、前書きについてであります。本報告書は、計画の基本的な考え方、施策の目的や展開方法、実施した主な施策事業、主な施策の課題と今後の方針について、基本計画の体系に沿って点検し、その結果をまとめたものであります。点検の基準日につきましては、平成15年3月末日を基準日として整理しております。さらに、点検の対象範囲でございますが、これまでの実施計画に盛り込まれたすべての事業、542事業を対象として点検してきたところであります。以下、本書に沿って概略的に説明いたします。

まず、第1ページの第1部、総論であります。ここでは計画の主要手法を記載し、これに対するコメントとして、人口については、目標人口に到達するのは難しい状況であり、経済指標については下回っている現状にあると記載しております。

次に、2ページから14ページまでの第2部、重点・創造プログラムについてであります。この両プログラムについては、施策の大綱の中からさまざまな政策課題のうち、緊急性が高く、しかも市民ニーズが強い施策を取りまとめております。したがって、実施した主な施策・事業については、次に説明する施策の大綱に記載されておりますので、この項から省略しております。また、主な施策の課題と今後の方針については、施策の大綱におけるコメントとほとんどが重複しておりますので、ここでは説明を省かせていただきます。

次に、15ページから68ページまでの第3部、施策の大綱についてであります。施策の大綱については、五つのプランとそれらを構成する36の施策に分けられておりますが、施策の目的については、21世紀プランの基本構想における施策の理念や目標、その展開方法について記載しております。実施した主な施策・事業については、平成10年度から平成14年度までの5年間に実施した主なものについて記載しております。また、主な施策の課題と今後の方針については、基本計画の主要施策の現況、課題などをとらえ、今後の基本的な方針を検討した上で、既に終了した事業のほか、今後、平成15年度から19年度までの計画期間の中で、継続・拡大・充実していく事業のほか、休止や廃止を検討する事業、受益者負担など内容を改善する事業などについて、それぞれ概括的にコメントしております。

ここについて、主な事業について説明いたします。まず、17ページでございますけれども、教育環境の整備と

いうところで、児童・生徒の安全確保の観点から、学校施設の耐久性、耐震性などを調査の上、年次計画を策定し、これらに基づき整備を進め、快適で安全な教育環境の向上を図ると記載しております。

次に、20ページですが、放課後児童クラブの運営では、今後は障害児の入会や開設時間の延長など、事業の充実、あわせて受益者負担についても検討を行うと記載しております。

次に、28ページですが、長寿社会に対応した施策の展開の中で、ふれあいパスについて受益者負担など、制度の見直しを検討すると記載しております。

次に、33ページですが、コミュニティ活動への拠点づくりでは、コミュニティセンターの整備については、現在、東南地区において建設を検討しているところであり、その用地としては、朝里共同住宅跡地が有力な候補地となっている。今後、建設手法や運営方法について検討を進めていくと記載しております。

次に、45ページですが、貸出しダンプ制度の促進では、小樽市民の冬の生活に定着している制度であり、毎年利用者も多い。今後、限られた予算の中、除雪事業を行っていく上で、市民協力を得た形での除雪を検討していく必要があると記載しております。

次に、52ページですが、交通災害共済では、民間保険の充実、当共済の加入率の低下により、今後、その在り方について検討すると記載しております。

次に、65ページですが、道路街路事業では、大規模な道路については、当面、整備の予定はないが、今後とも、交通ネットワークを考えた道路整備の必要性について、引き続き検討していくと記載しております。

その次は、69ページでございますが、21世紀プラン実施計画の進ちょく状況について記載しております。進ちょく率については、合計で91パーセントとなっております。この中で、進ちょく率の高いプランや低いプランについて、主なものを説明いたしますと、「はぐくみ文化・創造プラン」の平成12年度では、塩谷小、潮見台中などの大規模改修事業費の増によるものであり、平成14年度については、菁園中学校整備事業費の減によるものであります。「ふれあい福祉・安心プラン」の平成12年度では、高齢福祉サービスの大部分が、介護保険制度の開始に伴い、その対象事業となり、実施計画に盛り込まれていないことによるものです。「うるおい生活・快適プラン」の平成11年度では、下水道事業費などの増によるものであり、平成14年度は消防署所整備計画の未実施によるものです。「ゆたかさ産業・活力プラン」では、平成12年度をはじめ、全体的に低いのは、融資制度に係る事業費の減によるものです。「にぎわい都市・形成プラン」の平成12年度では、小樽港中央地区再開発事業費、平成14年度では、街路事業費のそれぞれの減によるものであります。

次に、70ページの第4部、構想を実現するためにということで、市民参加の推進、民間活力や大学などの活用、行財政運営の効率化・健全化、広域行政の推進の4項目から構成されておりますが、前段に施策の方向を記載し、以下、平成10年度から平成14年度までに実施した事業を箇条書で記載しております。

次に、72ページですが、第5部、土地利用・地区別発展方向についてであります。土地利用の今後の方針については、本年2月策定の都市計画マスタープランから引用してございます。また、地区別発展方向については、それぞれの各地区における事業におきまして、先ほど説明申し上げました第3部、施策の大綱の中で説明しております。ここでは主な事業をそれぞれの地区に当てはめて記載しております。

以上の中点検を踏まえ、ただいま策定中の第3次実施計画に反映させてまいりたいと考えております。

委員長

「全国都市再生モデル調査について」

(企画) 迫主幹

全国都市再生モデル調査について、報告させていただきます。

内閣官房都市再生本部が、地域の自由な発想をまちづくりの具体的な取組につなげることを支援するために、全国都市再生モデル調査の対象事業を募集したところ、全国から644件の提案があり、その中からモデル対象事業と

して、171件の都市再生活動が9月22日付けで選定されたところであります。小樽市も、新都市軸を活用したまちづくりをテーマに提案したところ、このたび選定されましたことから、その概要について報告をいたします。なお、提案の内容が関係各部にわたっており、企画部において内容を調整の上、提案した経過がございますことから、本常任委員会において報告をさせていただくものです。

国は、全国を対象にして、身の回りの生活の質の向上と地域経済社会の活性化を図るため、平成14年度から、全国都市再生のための緊急措置として、全国の都市再生の取組を支援しているところでございます。このたび、その一環として、全国各地の先導的な都市再生活動を、全国都市再生モデル調査として新たに支援することとなったものであり、国の都市再生プロジェクト事業推進費を10億円活用し、実施することとなったものであります。小樽市が提案いたしました新都市軸を活用したまちづくりにつきましては、本年度整備が完了する中央通を骨格とし、このJR小樽駅と小樽港を結ぶ新都市軸を活用した新たなまちづくり方策を検討し、中心市街地の活性化に弾みをつけようとするものであります。一つには、新都市軸を中心に、複数の歩行者動線を設定し、快適で効率的なネットワークを構築することで、中心市街地の活性化にどのような効果があるのかを検証しようとするものであります。また、小樽港港湾計画に位置づけられている第3号ふ頭の親水空間における交流機能を念頭に置きながら、利用率の低い上屋や倉庫などの活用と、歩行者動線の設定による観光客の誘導によって、小樽港における港湾物流機能と交流機能との併存に必要な条件や課題を抽出しようとするものであります。既に本市を訪れている観光客は900万人に達しており、新たな歩行者動線の設定やネットワーク化を図ることで、市内中心部における回遊性を高め、市街地と港とが一体となったまちづくりを実現するため、本調査によってその可能性や課題を見いだしたいと考えております。

委員長

「旧石山中学校の跡利用について」

(企画)川堰主幹

旧石山中学校の跡利用について、報告いたします。

旧石山中学校につきましては、昨年9月に昭和学園から譲渡要望の取下げがあったことから、同校の跡利用については白紙の状態になり、市としては改めて市の施設としての利用方法、民間への賃貸・売却など、いろいろな角度から協議を重ねてきたところであります。こうした中、先般、9月10日、北海道ガス株式会社から、平成16年から平成17年に予定する小樽市内の天然ガス転換に伴い、その作業事務所や駐車場用地として、旧石山中学校の校舎及びグラウンドの借用願が提出されたところであります。使用予定期間は、準備期間も含め、平成16年5月から18年1月までの1年9か月であります。この借用願を受け、市といたしましては、9月18日に学校適正配置に伴う跡利用検討委員会を開催し、協議の結果、ガイドラインの一つであり、市民生活の利便向上や地球環境へのプラスの要素などの観点から、北海道ガス株式会社の意向を了承し、旧石山中学校の貸与の考えをまとめたところであります。今後は、明日26日に、8町会がございますけれども、関係町内会や石山中学校のOB会、色内小学校の関係者などにお集まりいただき、これまでの経過や市としての考えを説明することにしております。

委員長

次に、本定例会に付託された各案件について、順次、説明願います。

「議案第26号について」

(総務)職員課長

議案第26号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案につきましては、平成15年6月11日公布の公職選挙法の一部改正により、不在者投票にかわる制度として、投票日前に直接投票箱に投票できる期日前投票制度を実施することになり、新たな非常勤職員として同条例適用中に、期日前投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票立会人について規定するとともに、報酬の支給基準について執務日から勤務1回ごとにするなど、所

要の改正をしたものであります。なお、施行期日は平成15年12月1日であります。

委員長

「議案第33号について」

菊地委員

議案第33号小樽市非核港湾条例案について、趣旨説明をいたします。

本会議で詳しく述べていますから、繰り返しになりますが、イラク戦争を契機に、世界規模での反戦行動が全世界で繰り広げられています。その中であって、小泉首相がアメリカに追随姿勢をとり、政府はイラクへの派兵を決めるなど、平和を願う国際運動とは逆行の態度をとり続けています。そのような情勢の中、地方自治体にあっては、市民の安全を守り、港の平和的活用を図っていく、今、その姿勢が改めて重要になっている情勢であることを訴え、議案第33号の提出に当たっての趣旨説明といたします。

委員長

これより質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、れいめいの会の順といたします。共産党。

菊地委員

15年度の市税収入見込みについて

財政問題については、私もまだいろいろ勉強中なのですが、その中で何点かについてお尋ねしたいと思います。

先日、固定資産税の第3期の納入をしながら、この15年度の歳入について、市税は見込みどおり入ってきているのかなど、ちょっと気になっています。そのことについてお尋ねしたいと思います。

(財政)納税課長

15年度の市税収入が見込みどおりに入ってきているのかのお尋ねでございますが、8月末現在の市税全体の収入済額は71億7,478万円となっております。昨年の8月末と比較しますと、3億1,776万円の減少となっております。徴税額の減少を勘案いたしますと、昨年の8月末現在と比較した段階では、昨年より若干厳しい状況にあるということが言えます。

菊地委員

厳しい状況だというお話なのですが、そのことと合わせまして、第2回定例会の補正予算で組みました歳入、都市計画税と固定資産税の滞納繰越分、5億3,000万円の徴収現況について、直近でわかる数字、また、昨年との比較でお知らせください。

(財政)納税課長

5億3,000万円の収入状況についてのお尋ねでございますが、特に補正をしました5億3,000万円について、そういう限定指定の収入額がいくらかということは把握しておりません。ただ、15年度の固定資産税、都市計画税の滞納繰越額、合計で約16億1,600万円で、このうち当初予算で2億1,740万円、2定で5億3,000万円補正計上しておりますが、これに対する8月末現在の固定資産税と都市計画税の滞納繰越分の収入額は、合計で9,105万円となっております。それで、昨年同期より1,525万円ほど増えております。

菊地委員

今の数字でわからなかったのですが、当初予算の滞納繰越分と、第2回定例会で補正した5億3,000万円の繰越分の合計に対して、9,105万円しか入っていないというふうに理解していいですか。

(財政)納税課長

ご質問の5億3,000万円、これに対して限定していくら入ったかという把握はしておりません。ただいま申し上げ

げました9,105万円といたしますのは、固定資産税と都市計画税の総額の滞納繰越額に対しての収入額ということになります。

菊地委員

要するに、私が心配しているのは、滞納繰越分として補正予算で組んだ歳入の5億3,000万円というのは、実質の収入として見込める額なのかどうかということについてお聞きしたいのですけれども、この辺についてはいかがなのでしょうか。

(財政)納税課長

5億3,000万円というお話でしたけれども、市税として、第2回定例会で5億3,000万円全体を補正したということとして、全体では、当初合わせて8億何がしかということになっていますので、その部分が入ったとか入らないとかいうのではなくて、全体での収納率ということではしかお答えは、どこの方がいくらですよというような形では、これだけの収入というのは出てこないのです。

菊地委員

わからないものなのですか。

(財政)納税課長

はい。そういうことでご理解いただきたいと思います。

菊地委員

第2回定例会で北野議員が指摘したのですけれども、滞納繰越分については当初予算で既に計上されていて、補正予算では、さらにその滞納繰越分を計上した。この5年間にさかのぼっても滞納繰越分を計上したということはないので、歳入欠陥になるのではと心配して、何度も聞いているのです。それに対して、市長は、全庁挙げて取り組むというふうに答えているのですけれども、それなりの努力結果というのが出ているのかどうかということについて、お聞きしたいと思います。

(財政)税務長

今、歳入欠陥というなお話でございました。確かに、今、納税課長がお答えしましたけれども、固定資産税の滞繰分の収入調整分というものにつきましては、補正後の予算額から見たら確かに低いです。しかし、金額としては若干増加傾向にあるということは、今、数字でお話しさせていただいたわけなのですけれども、昨日の委員会でも申し上げましたけれども、収納率向上に向けては、全庁挙げて取り組んでいくという予定でありますし、収納の確保につきましては、最大限の努力をしたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

菊地委員

では、歳入欠陥にならない、心配ないのだというふうに理解してよろしいのでしょうか。

財政部長

ならないのかというお話ですけれども、小樽市の税収を見ますと、平成7年というのがピークで170億円ぐらいありました。それがもう14年度では、156億円ぐらいまで落ちています。中でやっぱり滞納繰越額が、依然としてかなりの部分あるということがありまして、それでさっきお話ありましたけれども、当初でも滞繰分というのは見るのですけれども、今年度の場合、2定でもさらに固都税の部分ということで、上積みした形の補正計上をした経緯があります。そして、そういう数字的には本当にいろいろご指摘はありますけれども、厳しいものはありますが、今、税務長も申し上げましたけれども、やっぱりそういったものを放置しておくというわけにはまいりませんので、社会経済情勢は厳しいですけれども、職員も一生懸命やっておりますし、何とかして取り組んで、目標に本当に近づけるような形で努力を重ねていきたいということで考えてございます。

菊地委員

歳入欠陥とならないように全庁挙げて取り組んで、また、市民の負託にこたえていただけるのなら、それはそれ

でうれしいとは思いますが、絞りきったぞうきんを絞るような形で取り立てるといことも、また、厳しいのかなというふうに思います。

人事院マイナス勧告の影響について

次に、人事院のマイナス勧告の影響が、先日の委員会で、職員課長は2億7,000万円程度というふうに言われていたと思うのですが、それが臨時財政対策費で補てんされなかった場合、予算執行上どんな影響が出るというふうに考えられるのかということについて、お聞きしたいのです。

(財政) 財政課長

今年度の扱いがどうなるか、現在のところは明らかではありませんけれども、去年の人事院勧告のマイナス改定があって、去年の場合は地方公務員の給与改定に係る地方財政計画の影響額を試算しまして、これは国が試算しているのですが、臨時財政対策債の発行可能額から減額しております。去年やったのは、年末から年始にかけて、閣議決定は1月20日ぐらいだったと思うのですが、今年度はまだどういうふうにやるかわかりませんが、同様の措置というのが非常に考えられますので、この人勧のマイナス部分を、本来ですと、財源として使うなりしたいところですが、そういうことはなかなか難しいのかなと考えております。

菊地委員

財源として使えないとしましても、予算の執行上で特別何か事業ができなくなるとか、そういう心配は特にはないのでしょうか。

(財政) 財政課長

この臨時財政対策債というのは、ある事業の特定財源ということではなしに、交付税の振替のようなものです。一般財源として使いますので、これがないから何かの建設事業ができないとか、そういうことはございません。

菊地委員

そういう財政状況を見る限り、厳しいと思いますけれども、15年の4定及び16年の1定の補正予算では、どんなことが考えられるのですか。補正予算として計上しなければいけないような事業については、どのようなものがありますか。

(財政) 財政課長

今年度の今後の補正見込みについてですが、まず人事院勧告に準じた人件費の補正、これはやらなければならないと思います。今回の市税や国からの交付金など、これからの動向を見定める必要があると思います。また、例年行っているのですが、年度末に向けて事業費や財源調整のための補正というものも一定程度は必要になるのかなとは思っております。なお、新たな財源を必要とするような事業については、今のところ特別に何というものはございません。

菊地委員

補正予算についてはわかりました。

こういう予算の執行状況の中で、新年度の予算の編成についても、たいへん厳しいという心配があるのですが、新年度予算の編成をどうするつもりか、また、新たな財源をいったいどうやって生み出すつもりなのかということについて、お聞かせください。

(財政) 財政課長

新年度の予算編成につきましては、何度か申し上げているとおり、今、三位一体の改革がどういう方向になって、国と地方の財源がどうなるかはっきりしないので、まず財源の面で非常に不確定な要素がございます。あと、現在、財政健全化の取組を一生懸命見直しているわけですが、この事業見直しの中で、16年度、どれぐらいの財政効果を出せるか、これがまずポイントだと思います。この二つを見ながら、ご承知のように基金の残高もないわけですから、15年度の決算見込みも踏まえながら編成しなければならないと考えております。

菊地委員

そういう新年度予算の編成が具体的に組める時期というのは、いつぐらいになると見込んでいるのでしょうか。

(財政) 財政課長

歳出の見直しについては、例年どおり、年度末までに一定の方向は出したいとは思っているのですが、年末には部内での方向を出したいと思っております。それで、年明けの1月に、状況に合わせてというような形になると思うのですが、いかんせん、先ほども申したように、一般財源の太宗を占める交付税なり、交付金関係の国から来る財源の方が、今、見込めないものですから、国の動きに合わせて、時期はずいぶんずれていくのかもしれないと思っております。

菊地委員

それでも一定の時期には、新年度予算というのは組んでいかないといけないのですよね。先の2定の補正予算のところ、我が党は、歳入欠陥になるのではないかというようなことの心配をしながら、しつこく同じようなことを繰り返し聞いてきたのですけれども、新年度の予算編成においても、歳入各項目を多く見積もりながら、予算編成するというようなことを考えているのではないかと思っておりますが、その辺についてはいかがでしょうか。

(財政) 財政課長

このように厳しい財政状況の中では、歳入をより正確に見積もることが、一つ必要だと思います。ただ、今までお示ししているように、かなりの財源不足も三位一体改革の流れなのです。健全化の見直しの行方によっては、生じることはあるかと思えます。ただ、予算というものは、形式上収支バランスをとらなければならないものですから、そのための財源対策がどのようなことができるかということは、これから考えていかなければならないと思っています。

菊地委員

私が財政問題についてはまだ疎いということもあるのですけれども、何か先が見えないというか、なかなか見えてこないような状況なのかなと思っています。そういう意味では、最悪の場合は、歳入の各項目を多く見積もって予算編成するというようなことも、選択肢として考えられているというふうにも理解せざるをえないのかなと思っています。我が党は、従来から、市の財政が厳しい折、石狩湾新港の事業の見直しとか、凍結をも主張してきましたけれども、そこに手をつけずに、市民に犠牲を転嫁するような財政方針には賛成できないというふうに考えているのですが、事務事業の見直しで15億円とか、それから受益者負担で5億円生み出すというふうな話を、この間してきているのですが、その内訳についてまだはっきりとしていない。時期としては、それらはいつをめどに明らかにしていこうとしているのかということについて、お尋ねしたいと思います。

財政部長

今定例会の中で、市長も何度かお話ししたと思うのですが、まず全体像を整理しなければならないということで、今、財政部の中で作業をしております。この議会が終わりました後に、そういったものを整理して、できるだけ早い時期にと思っておりますけれども、非常に難しい問題が山積しておりますので、その辺を整理させていただいて、なおかつ、16、17、18、今後3か年でどういうふうになっていくのか。事業によっては、やはり一律に全部こうするというわけにはいかないものもありますから、何をいつどういうふうにするかという、こういったものをきちっとして、それで事業によっては本会議の中で、これはいつの時点でというようなことも、きちっと整理してお示ししなければならないと思っておりますので、その辺が固まり次第、議会の皆様にも、あるいは市民の皆様にも、きちっとお知らせしていきたい、こういうふうに思っております。

菊地委員

議会にもそうなのでございますけれども、直接、市民の生活にかかわるような事業の見直しというふうになりますと、市民に対する不安を大きくしないためにも、市民合意をとるという意味でも、毎年度の予算で考えられるというよう

なことについては、早目早目に明らかにしていく必要があると思うのです。

例えば、職員の給与削減の問題なんかについては、関係の団体と協議を繰り返しながら、合意を取りつけていくということをするわけですね。これが、市民の生活全般にわたるいろんな事務事業の見直しについては、じゅうぶん合意がされないで、議会にぼんと出るとか、そういうことだけはぜひ避けていただきたいなというふうに思っています。そういう意味では、12月議会を迎えるかなり早い時期には出していただけるのかなというふうに思うのですが、その辺についてはいかがなのでしょう。

財政部長

繰り返しになる部分もありますが、ただ、物によってはやっぱり条例化して、条例改正をしてやっていかなければならないようなものもありますけれども、一定程度、やはり市民の理解を得るためにも、周知期間も含めて必要ですから、そういったものについては、16年度実施ということでも、来年の1定にすぐ出してどうのというわけにもいかないものもございます。ですから、その辺はどういうものがどうなるのかということも、場合によっては、4定にということもあるかもしれません。ただ、それも中身によっては、市民の皆様に直接かなりのダメージがあると。今までこれだけのものをしていただいたのに、これがこんなに下がるのだというようなものをすぐそういうふうにするかということもありますから、そういったようなものをじゅうぶん内容を吟味して、そうできるものはするし、また、それで無理なものについては、また時期をずらしてやるとか、こういうような形で考えていかなければならないだろうなというふうに思います。

菊地委員

財政問題については、私もこれから勉強していかなければいけないと思っていますので、また、皆さんにいろいろお手数をおかけしますが、よろしく願いいたします。

シックハウスについて

続きまして、昨日の委員会の中で、シックハウスについて何点かお尋ねしたのですけれども、昨日以降、また、幾つか気になることが出てきましたので、お尋ねしたいと思います。

対策としては、換気について、じゅうぶんに気をつけていきたい、市長もそのように答弁されました。これから冬に向かいますけれども、真冬の換気、また、風の強い日とか雨の日などの換気はどのように対処するつもりなのか、そのことについてお尋ねします。

(学教)学務課長

昨日も、市長の方から、換気が一番大切だというお話をいたしております。このホルムアルデヒドなどの揮発性有機化合物は、建材だとか接着剤から発散されるものでありまして、決してこれがゼロになるというふうには聞いてございません。ですから、その対処方法としては、やはり換気が一番重要だということでありまして、その旨、私どもの方から学校の方に指導してございます。今、お尋ねの冬場の換気でありますけれども、冬場といえども、やはりドアの出入りでもかなり換気がされますし、また、欄間の開放だとか、そういったことでも換気がされるというふうに思っています。ですけれども、窓の開放が一番大きなものでないかなというふうに考えておりますので、休み時間とか、1時間に1回とかで開放していただければ、かなりの軽減になりますので、そのような形で指導はしていきたいというふうに考えております。

菊地委員

換気の場合、吸気と排気ということが大事になってくると思うのですけれども、窓をあけての換気とか、そういうことに限界があるというような施設で、新たに吸気とか排気の設備をする必要があると思われる学校はないのでしょうか。そのことについて、お聞きしたいと思います。

(学教)施設課長

吸気と排気の関係で、そのような学校がないのかというお尋ねですけれども、菁園中学校については新築という

ことで、各教室に換気扇を設けました。さらに、既存の学校については、実際そのような設備はしておりませんが、状況によっては、例えば教室内に原因となるようなものが持ち込まれていけば、そういうものを撤去する、もしくはそういう教室を別な教室にかえるだとか、そういう方法も一つありましようし、また、場合によっては、移すことが無理だというような教室があれば、換気扇を新たに設置すると、そのような方法も考えていきたいと思っております。

菊地委員

そういう事態が出たときには、適時に対応していただけるというふうに考えてよろしいでしょうか。

(学教)施設課長

それは状況を見ながら、弾力的に判断していきたいと、そのように考えています。

菊地委員

昨日、検査方法について、その検査場所、普通教室以外にコンピュータ室とか、音楽室とか、体育館とか、そのうちの必要と思われる場所でそれぞれ検査をするということで、たまたま今までやられた部分について、体育館が選択されていたのですけれども、例えばこの学校では普通教室、体育館、こっちの学校では普通教室とコンピュータ室とかという選択の仕方もあったのではないかと思うのですけれども、あえて体育館と一律に決めた原因については何かあるのかなと思ったのですが、この辺についてはいかがですか。

(学教)学務課長

昨日もお答えいたしましたけれども、普通教室と体育館を、昨年と今年やってございます。普通教室を選んだのは、あくまでも通常の授業が行われておりますので、そういった中で行ったと。体育館につきましては、換気がじゅうぶんできづらい場所という形で考えておりましたし、意図的にコンピュータ室だとか、それから音楽室を外したということではなくて、コンピュータ室については、大分前に入ったコンピュータというようなこともございまして、その中では、今回はそれでいいのかなという判断もありましたけれども、たまたま今年からコンピュータが入るという形で、そのコンピュータの入ったコンピュータ室については、臨時検査という形で行っていくという方針でございましたので、決して意図的に外したということではございません。

菊地委員

今後の検査なのですけれども、ぜひコンピュータ室とか音楽室も選んでやっていただきたいと思うのです。検査してみないことには、そこがどうなっているのかわからないし、対処方法も出てきませんので、実際どんな状態かも判断できないと思いますので、そういうところを実施していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

学校教育部長

先日からお話ししてございますように、小樽市教育委員会では、学校薬剤師会の方々とじゅうぶん相談しながら、実は今回も進めてきたところでございますので、昨日、一昨日も説明申し上げましたように、今後、学校薬剤師会の方々とじゅうぶん相談しながら、場所でありますとか、学校でありますとか、そういうのは考慮しながら進めてまいりたいと思っております。

菊地委員

昨日は、今後、情報収集に徹してというふうにお答えいただいたのですけれども、シックハウスに関する基礎知識とか情報収集については、どのような方法でされているのかということについてもお答えください。

(学教)学務課長

情報収集につきましては、道教委の方から流れてくる文書も当然ございますし、今はインターネットで、全国、それから世界の情報が見られますので、そういった情報をじゅうぶん活用する。それとともに、最近、シックハウスということについて、シックスクールなのですけれども、社会的現象になってございまして、例えばマーカにもかなり揮発性のものが入っているというのは、じゅうぶん業者の方でもわかってございまして、そういうものが

入っていない、メーカーだとか、そういった製品の売り込み等があるわけです。そういった中で情報収集して、学校に必要と思われるものを通知していきたいと考えています。

菊地委員

昨日、ちょっと気になったのですけれども、シックハウスに関する、そういう認識とか知識とかということについて、まだまだ広くは知らされていないと思うのですが、研修会とか学習会のようなことは実施されているのかどうか、また、今後実施する計画はあるのか、お尋ねしたいと思います。

(学教)学務課長

シックスクールについての研修会ということでございますけれども、小樽市学校保健会という組織がございまして、これは学校医師会、それから学校薬剤師会、歯科医師会などの学校関係の保健関係者が集まっている組織でございますけれども、その主催で、今年の2月11日に、シックスクールの関係で講演を行っております。講師は、北海道薬剤師会公衆衛生検査センターの試験検査部長の田中さんという方をお招きして、その講演を行ってございます。

菊地委員

子どもたちの健康を守るという意味でも、今後とも、情報収集とか、それから研修会・学習会で、知識とかそういうことについての啓もうをよろしく願いたいと思います。

学童保育所について

学童保育所の件について、何点が質問させていただきます。

定数枠の拡大について、待機児が多いということで、何年もこの定数枠の拡大、それから待機児童の解消について、改善を要求してきているところなのですけれども、これまでの取組、それから今後の取組について考えていることがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

(社教)社会教育課長

待機児解消についての今後の方向性ということでございますが、昨日の委員会でも拡充については、今までの経過をお話しさせていただいたところでございますが、本市の放課後児童クラブは、小学校が19校、それからサービスセンターや児童館など計23か所で開設をいたしております。今後とも、児童クラブの利用実態をじゅうぶん把握しながら、これから入学する児童の数や、それから在籍する児童の数、そういった児童がどのくらい児童クラブに入会を希望するかといったものを推計をして、それらに基づきまして計画的な拡充を図っていくなどしながら、待機児解消に向けて努めていきたい、このように考えております。

菊地委員

例えば、朝里小学校の待機児童解消には、この数年、学校以外の場所を使用するというふうなことも検討課題にはなりながら、なかなか実現していかないというのがあるのですけれども、大きなネックになっているというか、それはいったい何なのかということについてお聞きしたいと思います。

(社教)社会教育課長

今、具体的に朝里小学校ということでご質問がございましたけれども、子どもたちにとりまして、やっぱり自分が通っている学校に児童クラブを開設しているのが一番望ましいのかなと、私も思っております。ただ、やっぱり余裕教室の確保がなかなか困難という部分につきましては、それ以外の部分の学校近くの別の施設、そういったものも視野に入れながら、やっぱりこの児童クラブの拡充ということは考えていかなければならないのかなと考えています。

菊地委員

学校の空き教室を利用してということが原則だということは、以前からお話しされているのですけれども、空き教室がない学校については、なかなかその改善方法が図られないということもあるのですけれども、例えば地域の

空き家を借り上げて学童保育所にしていくとかいうことについても、方策として考えることはできないのかということもあるのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

(社教)社会教育課長

学校以外に空き家などをうまく利用した児童クラブの開設ということでございますけれども、民間施設の活用ということであれば、空き家以外にもいろんな部分はあると思います。そういったことも含めまして、必ずしも学校に限定しないで、今後、拡充については考えてまいりたい、このように考えております。

菊地委員

来年度4月に上がる小学校1年生を持つお母さんが放課後児童クラブに入れるか入れないかと、心配しているという声もある中で、この待機児童の解消に数年かかっていくという事態は、本当に利用しようとしている人たちにはもどかしいというか、歯がゆい思いをしながらの数年間だと思うのです。そういう意味では、早急に抜本的な対策を考えるという姿勢で、ぜひ今後に臨んでいただきたいなというふうに要望して、私の質問は終わりたいと思います。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

山田委員

広報誌の配布について

現在、開かれた市政として、いろいろな情報の公開が叫ばれています。本市においても、IT技術を用いたホームページの作成、携帯電話など情報端末機器での情報の提供に日々努力されていることと思います。

そこで、お聞きします。現在、ほかの市の取組で市の広報、小樽市でいえば広報おたる、こういうような市の広報誌がコンビニ店に配布され、若者や市民などの関心のある方々に好評を得ているということも聞いております。そこで、全市民に対して広報が届いているのかいないかをお聞きしたいと思います。

(企画)青木主幹

ただいまの広報誌が全市に届いていないかどうかというご質問ですが、小樽市においては、6万900部発行してございます。基本的には、皆様もご存じのとおり、新聞主要4紙の折り込みを基本としながら配布しております。さらには、市役所、3サービスセンターにも置いております。また、新聞をとっていない世帯、新聞未購読の世帯への配布ということも非常に大きな課題でございますので、こちらの世帯については、希望に応じて、新聞販売店を通じて毎号各戸に配布するというので、全戸配布に努めているところです。

山田委員

そこで、今、私が申し上げた、コンビニ、これは特に若者が立ち寄る頻度が高い場所で、また若者に対してアピールする力があると思うのです。そういうところに設置する取組に対してお聞きします。今後、そういうことが可能かどうかということで、ご意見をお聞きしたいと思います。

(企画)青木主幹

委員のおっしゃられたケースは、先般、伊達市で、広報誌の配布については自治会組織を通じて配布というふうにお伺いしているのですが、自治会に未加入の世帯が2,500人に達するというので、その配布対策ということで、その一方法として、コンビニエンスストアに置いて配布するという取組がなされているということで、新聞報道されています。

小樽市においては、従来から、全戸配布ということが非常に重要なことと考えておりますので、新聞への折り込みということが基本でございますので、新聞未購読世帯への配布について、周知に努めながらいきたいと思っておりますし、また、伊達市で、先行的なコンビニエンスストアを利用した配布という取組についても、その実施状

況や効果などについて、注目してまいりたいと考えています。

山田委員

それではまた、再度お聞きします。市が発行しているもの以外で、例えば、地域の各コミュニティ誌がいろいろ出されていると思いますが、そういったものを、この市の関連施設である新旧庁舎の間のラックスペースに置けるかどうかということも、検討していただきたいと思っているのですが、そういうことに関してお聞きしたいと思えます。

(総務)総務課長

幾つかの新聞社がコミュニティ誌、情報誌を出しておられるということで、私もすべては承知してございませんけれども、公共施設といえますか、私どもの庁舎の中に置くということになりますと、やっぱり一番の問題は、内容的に個別の営業活動ですとか、商品のPRですとか、あるいはそういうものになるような記事がないかどうかということが重要だというふうには思っています。ただ、一般的にいくつか例を見ますと、かなり地域のイベント情報ですとか、あるいは場合によっては、市の行事なども載せていただいておりますので、今日お話がありましたので、しばらく内容的にいろんな情報誌を見せていただきまして、研究させていただきたいと思っております。

山田委員

ぜひとも、そういう前向きの方でよろしく願います。

あと1点、要望なのですが、同じく新旧庁舎に物産協会の展示スペースがあります。現在、小樽繊維工業協会の陳列棚があいております。また、ほかに四つ陳列棚がございますが、その中でも小樽特産のものが、お酒とか、例えば繊維製品とか、ここかしこという形で、ちょっとふぞろいな面があるので、もしよければ、物産協会などに適切な指導の下、魅力ある展示をお願いしたいと思うのですが、よろしく願います。

小前委員

14年度卒業式について

教育委員会にお尋ねいたします。

まず、14年度の卒業式についてお尋ねいたします。今年3月の卒業式は、3月16日から始まって21日まで、5日間にわたって行われています。堺小学校だけが16日でした。14年度の入学式は4月8日、一斉に始まっておりますし、夏休み・冬休みを堺小学校は短くしているのでしょうか、お尋ねいたします。

(学教)指導室長

夏休み・冬休みの期間についてのご質問でございますが、このことにかかわりましては、市内統一ということから、同じように堺小学校も合わせて50日間、そういう期間にしているところでございます。

小前委員

そうすると、堺小学校の場合、21日に卒業している学校に比べると、5日間も早く卒業させています。6年生のこの5日分の授業はどうなっておりますでしょうか。

(学教)指導室長

堺小学校の第6学年での授業時数でございますが、校長からの報告によりますと、授業日数が201日、授業時数につきましては955時間との報告をいただいているところでございます。6年生におきましては、年間で総授業時数が945時間が標準となっておりますので、この授業時数が確保されているものというふうには受け止めてございます。

小前委員

ありがとうございました。

中学校の授業時間について

次に、授業時間についてお尋ねいたします。今、小学校は1時間が45分、中学校は50分と決められていると聞いておりますけれども、ある中学校では45分の授業をしている学校があると聞いています。年間通してではありませんで、11月から3月までの冬期間に限っているようですけれども、この学校名をお教えいただきたいと思います。

(学教)指導室長

中学校の授業時間にかかわってのご質問でございますが、実は、昨年度から全面実施されました新しい学習指導要領では、それまで中学校の1単位時間の授業が50分を常例、常とするという形でございますが、おおむね50分でやりなさいという形ございました。ところが、昨年度からは、この50分だけではなくて、その教育活動の内容等にかんがみながら、弾力的な取扱いができるようになってございます。ただし、年間では中学校の場合、980時間を標準として教育活動を展開するよという形になってございます。

なお、市内の状況でございますが、中学校では、おおむね1単位時間50分で授業の編成がされてございまして、今、委員ご質問のとおり、11月から3月まで45分での授業をやっている学校が1校ございます。その学校名は、銭函中学校でございます。この中学校の校長からは、バスによる通学の状況などから45分にしているということでございますが、年間の授業時数については確保できる旨の報告をいただいているところでございます。

小前委員

1時間についてたった5分とはいえ、されど5分でありまして、1日6時間授業といたしますと、1日だけで30分も違いますし、週5日間で150分となりまして、他校と比べますと、約3時間も短縮となります。11月から3月まで、授業時間数に直すと何時間不足になりますでしょうか、お尋ねします。

(学教)指導室長

今、委員ご指摘のとおりでございますが、1日で、おおむね1単位時間が5分の短縮でございますから、6時間で30分という形になりまして、これが通常50分で行うと仮定して、45分ということになりますと、機械的な計算になりますが、約48時間。これは50分を1単位時間として、48単位時間少なくなるということでございます。

小前委員

該当する学校の生徒も親も、他校に比べて、うちの学校がこれだけ授業時間数が不足しているということを知らないと思うのです。それで、銭小が春、教育委員会に45分授業をするという計画書を提出していると思うのですが、その時点で、教育委員会は指導していないのでしょうか。

(学教)指導室長

そのことにかかわりましては、教育長からも答弁をさせていただいておりますが、すべての小中学校にかかわりまして、指導・助言をしているところでございまして、この45分にかかわりまして、もちろん指導をございまして、このことについては、今後とも、11月までまだ時間がございまして、校長への指導を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

参観日による授業時間数のカットについて

小前委員

次に、参観日についてお尋ねいたします。参観日による授業時間数のカットについて、先日、資料を出していただきました。札幌では、参観日による授業時間のカットはほとんどないと聞いておりますけれども、先日、教育委員会から出していただきました時数によりまして、参観日の実施日数が、年間4回しかない学校から8回実施している学校と、いろいろございます。8回行っている学校は稲穂小学校と塩谷小学校の2校でございますけれども、この2校は、授業時間数がほとんどカットされておりません。それに対して、カット時間数の非常に多い学校を三つほど挙げていただきたいと思います。

(学教)指導室長

参観日における授業のいわゆるカット時数にかかわってのご質問でございますが、各学校の参観日等の実施回数

が異なっております、その状況によって一概に多い少ないは言えないのですが、ただ、学校ごとの学年平均だけを見ていきますと、多い順に申し上げさせていただきますと、高島小学校、若竹小学校、朝里小学校が、学年平均で10時間を上回る時数をカットしている状況になってございます。

小前委員

今、土曜日もお休みで、大切な授業時間をこんなにカットしていることに、教育委員会のご指導なされないのでしょうか。

学校教育部長

1年間に、小学校も中学校も、だいたい41週ほど学校に登校してございます。その中で35週が標準時数でございますので、35週授業をすると一応教科書が消化できるような、そういうしくみになってございます。41引く35でございますから、6週間ありまして、その6週間の中で学校行事でありますとか、もちろん父母会は学校行事でございます、そういう形になってございます。父母会の回数が多くても授業だけはきちっと確保していただきたいというのが、教育委員会での原則になってございますので、若干ふぞろいではございますが、私どもは授業時数はじゅうぶん確保しているものというふうに承知してございます。

なお今回、昨年度から、学校週完全5日制になったものでございますので、父母会等も相当回数は見直すということ、さらには遠足でございますとか、学芸会ですとか、運動会も、練習時間はじゅうぶん工夫して、授業時数を確保するよというともあわせて、指導室から指導しているところでございます。

小前委員

あまり差がないようにしているとおっしゃいましたけれども、平成14年度の年間授業時数について、先日、教育委員会から資料を出していただきました。各学年ごとの総時間数というこの数字は、文部省が1年間でやらなければならない最低ラインの時間数なのでしょうか、お尋ねします。

(学教)指導室長

年間のいわゆる総授業時数でございますが、これは法令に定められてございまして、その中では「標準とする」という形で示されているところでございます。

小前委員

それでは、標準とする総時間数が、6年生では945時間となっておりますのに対しまして、満たない学校がございましてけれども、それはどこの学校で、何時間不足してございますでしょうか、お尋ねします。

(学教)指導室長

年間の総授業時数にかかわりまして、6年生は標準が945時間となっております。この時間にかかわりまして、下回っているということで報告を受けたのは、高島小学校でございます。

小前委員

高島小学校942時間で3時間不足しております。中学校では、中1で決められた980時間に満たない学校に、朝里中学校がございまして、中学3年生なら、980時間に対して939時間という向陽中学校がありまして、41時間も不足してございます。これは何か原因があるのでしょうか。

(学教)指導室長

今、具体的に向陽中学校ということでご質問をいただいたところでございますが、校長からの報告によりますと、行事に予定したものに時数をかけたということから、授業時数について不足を生じたということで報告を受けているところでございます。

小前委員

菁園中学校も20時間不足、北山中学校も9時間、朝里中学校も3時間の不足でございますけれども、標準時間に達していないこれらの学校に、教育委員会はどう対処しているのでしょうか。

(学教)指導室長

この調査は、今年の3月末の時点で行ったところでございます。4月にこの状況が明らかとなりましたことから、各校長に対して、今年度の年間授業時数の確保に向けて最優先で取り組むようにということで、まず指導したところでございます。この後、校長会議におきましては、年間授業時数の確保が最重要課題であるということを指導しまして、1学期末に実施状況について報告を求めているところでございます。また、2学期が一番長い学期でございますので、ここで授業時数をじゅうぶん確保することが重要と考えてございまして、9月末時点で、各学校に対しては、今後の見込みも含めて報告を求め、指導していきたいというふうに考えてございます。

小前委員

このデータから、実に学校によって授業時間数がばらばらだということに驚いたのですが、小学校なら小樽には28校しかありませんのに、ワーストワンの最上小学校の全学年5,470時間に対しまして、よく勉強させている学校は花園小学校と祝津小学校で、全学年5,773時間、この差は303時間にもなります。それを1学年平均にいたしますと、1年間で50.5時間にもなりまして、夏休み・冬休みを除くと、1か月で5時間もの差が出るようになります。中学校ならワーストワンは、向陽中学校の全学年2,923時間に対しまして、忍路中学校が全学年3,050時間で、この差が123時間。1学年平均で41時間もの差となっています。私、今、学齢期の子どもがいたとして、小学生がいたら花園小学校か祝津小学校に、中学生なら忍路中学校へ行かせたいと思うのですけれども、これだけ差がある小樽の授業時間数を、教育委員会はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

(学教)指導室長

まず、基本的に、先ほども申し上げました学校以外につきましては、法令で定めております総授業時数標準に達しているところでございます。ただ、授業時数が各学校において異なることも事実でございます。その内容については、今後とも、各学校で月ごとに管理をすとか、また、学習の理解の状況によっても時間のかけ方が異なってくるかと思っておりますけれども、そのような状況も踏まえながら、適切に各学校が自己評価をしていただきたいというふうに考えてございます。

また、委員ご指摘のとおり、各学校におきましては、自校の行事予定だとか、また、授業時数の実施状況などを、それぞれ積極的に保護者の皆さんに情報公開するなど、理解を得ながら、そして教育課程のバランスある実施ということで、指導してまいりたいというふうに考えてございます。

小前委員

公開研究会について

では、次に進みます。

江別市が年に1回教育の日を設けられていて、全市の小中学校が一斉に授業を公開されていると聞いています。その中身をもう少し詳しくお教えいただきたいと思っております。

教育長

2年になりますけれども、校下の保護者に対して一斉に授業を公開していること、2年目の今年は、校下に限らず、全市のどの市民でもどの学校でもという形で行われております。そして、昨年は1回でしたが、今年は春と秋、2回実施する、そういう方向にございます。

小前委員

小樽では周年行事に合わせて公開研が開かれておりますけれども、江別市のような全市的な取組は、今まではございません。小樽市もぜひ実施していただきたいと思うのですけれども、そのお考えはいかがでしょうか。

教育長

江別市の取組は、学校設置基準が2年前に改正されまして、学校の内容を地域に公開するよにということが法的に義務づけられたことから始まりました。その動きに非常に注目しておりまして、小樽市も教育懇話会などを設

けているので、その日に全市一斉に公開したいということ、かねてから校長会議で話をしており、取組を進めたいと考えておるところでございます。

小前委員

公立学校の民営化について

先日、テレビで学校の先生が、今の日本、さまざまところで民営化が必要だけれども、中でも学校の民営化こそが必要ではないのか。競争原理の働かない先生という世界のままなら、日本の学校教育はよくなると言ってもらっちゃいましたけれども、これについて、教育長はどうお考えでいらっしゃいますでしょうか。

教育長

教育特区の担当大臣が、首長が先生を選んで、自分の好きな先生を連れてきたらよいと、そういう発言をされておりました。私も注目をいたしましたけれども、文部科学省のいろいろな話を聞いておりますと、公教育というのは公正で中立性を維持しなければいけないと、だから教育委員会の管理の下、学校教育、生涯学習あわせて指導すべきであるという原則が何度も語られており、私も直ちに民営化にすることには賛成しかねます。それよりも、新たな考え方で、例えば選択制について研究するとか、小中一貫校について考えてみるとか、そういう方向にもっと教育改革の芽があるのではないかと、そう考えております。

小前委員

ありがとうございました。これで終わります。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

秋山委員

新行政改革実施計画の報告について

最初に、報告にありましたことに関してお尋ねをいたします。

小樽市新行政改革実施計画の進ちょく状況の報告がありました。その中で何点か、お尋ねしたいのですが、事務事業の見直しの中で、5番、それと16番、17番。13年度が丸で、丸印を見ると、一部を実施したもの及び継続実施しているものとなっておりますが、14年度は横線という、これは一部実施したもの、その実施した内容を、まずお知らせ願いたいと思います。

(総務)田中主幹

凡例のところ、実施済は二重丸、丸で一部を実施したもの及び継続実施しているもの、米印は検討中ということでございますけれども、そこにはございませんけれども、例えば今お話のあった5番でございます。5番と6番で、13年度に一部実施したものがございましたが、14年度についてはその実施がなかったものという形で、一応矢印で延ばさせていただいています。それで、13年度で一部実施したものはありますということでございます。

秋山委員

具体的にどのように実施されたのかを、お願いいたします。

(総務)田中主幹

そうしますと、13年度の実施項目という部分になりますけれども、5番の市民団体実行委員会イベント等、この内容としては、小樽消費者協会の事務局、これをその団体に移行をしてございます。また、小樽体育協会事務局、これをそれぞれの団体に移行をしてございます。あとその他、社団法人北海道建築士会の小樽支部の事務局、それを民間に移行をしてございます。これが13年度で実施した項目でございます。

(総務)田中主幹

16番の学校給食調理業務の見直しですが、これは13年度の部分で新光調理場の施設改修がございまして、

そのことで食数基準を改めましたので、給食調理員の定数配置、これを見直したと、そういうものがございます。17番でございますけれども、これは検討内容に、第三セクターの経営改善検討委員会、これを設置して検討を始めたということが、その内容でございます。

秋山委員

ほかに、2番の14年度に丸がついておりますが、これは検討委員会を設置したというところで丸なのか、設置し、具体的に進められているととらえたらいいのでしょうか、どちらなのでしょうか。

(総務)田中主幹

2番の小中学校の余裕教室の有効活用ということでございますけれども、これは実は余裕教室そのものの有無ということもございまして、内容を少し広げて、委員会を設置して、その中で、現在、計画等について検討を進めているところでございます。

秋山委員

それと、4ページなのですけれども、下の表があります。収納率向上対策というところで、38番目を見ましたら、市税等の収納率向上対策となっております。この目標値の額は、年々上がっています。ということは、税金の滞納が増えていっているのかなというふうに思いますが。

(総務)田中主幹

今の4ページ目の目標の考え方でございますが、収納率向上対策ということで、この目標の内訳として、一つ市税がございまして。市税については、13年度からの実施計画なので、その前年度中の目標値を、平成11年当時の目標額を置きまして、見込みで、その段階で毎年何パーセントアップを目指すという形で、ちょっと若干希望的な数字なのですけれども、市税、その他国民健康保険料、あと住宅使用料、その3点について、努力目標を一定想定しまして、その積み上げで、例えば13年度で1,600万円で、それがどんどん積み上がっていった形で、目標が達成できればこれだけの効果が生まれるという下に、目標を立てた数字ということになっています。

秋山委員

そうすると、下のところは目標額で、真ん中はこれだけ収納できましたという数ですね。

(総務)田中主幹

実績額のところが、その中で当初、前年度分の関係いろいろございますけれども、前年よりも目標を超えた部分が若干でもあれば、その部分が効果があったということで、数値を計上させていただいております。

秋山委員

この形で見ると、目標額が高くなるにつれ、実績も上がってきておりますが、その達成率も厳しくなっているというのが見えますね。この実態かなと思いますが、さらに実績額のアップに対して、どのように取り組まれてきているのか、お伺いいたします。

財政部長

先ほど菊地委員との中でもいろいろ出ましたけれども、滞納額も毎年相当の額ということになってございます。小樽市の場合、現年の課税の収納率がだいたい96～97パーセントなのですけれども、滞納分を入れてトータルするとその収納率が、90パーセントすれすれです。類似都市の状況よりも、若干悪いと。基本的に所得階層がそう高いレベルの層が多くはないという、根本的な都市としての性格もある。そういった中で、今のこのデフレ経済下での社会経済情勢が非常に厳しいという中で、職員も努力しておりますけれども、収納率を急激に上げていくということは本当に難しい状況でございます。ですから、目標額としてこのように大きく挙げてございますけれども、これは国保についても言えます。その辺のことがございまして、目標額を置いておりますけれども、実績として上がっていく部分が、それに比してやはりちょっとかい離があると、こういう状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

秋山委員

次の37番なのですけれども、使用料・手数料の中の見直しという部分で、14年度のみ目標額がなく、実績だけ伸びていっているというのは、どういうことなのでしょう。

(総務)田中主幹

この第2次改訂の目標額を作成するときの考え方として、ある一定の目標を示して算定したものと、例えば使用料・手数料については、その当時、今後どのような形で改定するということが予定されていない部分がございますので、一応目標額の中には算定はしていなかったということがございます。実績として出た部分は、実は13年度以降といえますが、そして12年度の途中に廃棄物関係の条例の改定があったのですけれども、その経過措置がございまして、その部分は平成13年度以降の、結果として効果額にその部分は算入してもいいのではないかとということで、実績として算入させていただいて、こういう数値になっているところでございます。

秋山委員

何か一つずつ追って行って申しわけないのですけれども、39番の遊休等資産の活用・処分の促進という部分ですけれども、この建物をこの目標としている値段で売ろうと決めたのではないのですね。

(総務)田中主幹

これの目標値作成のときに、当時、遊休等資産として処分・売却等が可能なものとして幾つか、例えば、旧職員の独身寮というのがございますけれども、そういうものですか、その他、こういうものは売れるであろうという部分で、そのときの評価額といえますが、それをこの時点で売ればこの金額になるであろうというものを目標でも入れて、こういう数値が目標額になったものがございますが、それ以外にも実績として、例えば先ほどお話しした住吉中学校ですとか、そういうようなものが売れた部分がございますので、実績部分が大きくなっているというふうな形になっております。

秋山委員

こういう計画に向かってこれだけ達成できたという部分は、市側にとってはたいへん達成率が高いというのは喜びに変わるかと思えますけれども、こういう形で見えいったとき、目標額が設定されないで、そのトータル、それに対して実績が達成率で見たとき124.5パーセント。確かにやったという感じはいたしますけれども、ちょっと甘いのかなというふうに感じておりますが、今後、これらのものに対しては目標を設定していくとのお考えはあるのでしょうか。

(総務)田中主幹

今後の計画、16年度以降の算定にもありますけれども、ただ、目標だけ立てられるものと、それこそ予定していないものもございますので、当面は、どこまでが目標を立てて、それに向かっていくかというような選択、その辺が、これちょっと実績としてかい離があるものも今回ございましたけれども、3次改定といえますが、その部分についての考えとしては確かに検討しなければならない部分はあるというふうに考えております。

秋山委員

石山中学校跡地利用について

続きまして、石山中学校を北ガスに貸すという問題でお尋ねしたいのですが、色内小学校から上がっていても、反対側の手宮側から上がっても、かなり急斜の道路のてっぺんにありますけれども、今後、8町内会とか、校友会に説明するというにしたときに、条件が出てきたとき、これは小樽市としてやるのでしょうか、業者がやるのでしょうか。

例えば、北ガスに貸すならばという意味ではなくて、あそこを上げるのはけっこうきついですよね。北ガスの工事であれば、まさか布団を積むような軽いものは積んで上がらないかと思うのですけれども、その中で仮にガスだとか、子ども、小学校の児童とか、近所の住民から苦情なんか出てこないのかなという部分は。

(企画)川堰主幹

北ガスにお貸しするのは作業事務所ということなのですが、実は重たい機具ですとか、そういった部分の作業所ではありません。それで、17年の6月から12月が最盛期で、人数が150人くらい詰めるのですが、そこを集合基地としまして、軽自動車で行って作業をするということになります。ですから、重車両ですとか、重たい機具ですとか、そういった形での作業所ということではございません。

秋山委員

そうしたら、この町内会とか校友会に説明して、すんなり貸しますので認めてくださいという説明ができていくということではよろしいのでしょうか。

(企画)川堰主幹

明日、いなきたコミュニティセンターで説明会を行いますけれども、いろんな要望は出るかと思います。例えば、小学校がございまして、スクールゾーンの時間帯は厳守しろですとか、そういった要望は、もちろん北ガスと私どもで行って、じゅうぶん地域の意向を聞きまして、皆さんの意向に沿うような形で対応したいというふうに考えてございます。

秋山委員

確かに1年何か月の間お貸しして収入があるという部分はすばらしいなと思います。ただ、色内小学校の下の部分、交通事故多発地帯にもなっておりますので、じゅうぶんその点は検討されて、交通安全に関しては注意していただきたいというふうに感じますが、いかがなものでしょうか。

企画部次長

委員のご指摘のとおり、今回の問題点といたしましては、ピーク時に150名、車両にしても200台近い軽車両が石山中学校に集中するという、そのことは我々としても非常に問題意識を持っておりまして、この部分については、やはり今も主幹から答弁いたしましたとおり、スクールゾーンだとか、そういう基本的な交通ルールを守るのは当然でございますけれども、あと地域の方々から、いろんなご心配事は出てくるかと思っておりますけれども、その辺の部分にはじゅうぶんに地域の声を聞いて、可能なものは北ガスの方に対応していただくというようなスタンスで進めていきたいというふうに思っております。

秋山委員

あと北ガスだけでなく、交通安全にかかわれば、警察との話し合いもあると思います。多少時間帯がずれるのかなと思いますけれども、だいたい登校と重なる時間帯になるのかなと思いますが、その件にも手は打たれていらっしゃるのでしょうか。

企画部次長

当然、時間帯の問題もあろうかと思っております。浄応寺側の方から朝の通学時間帯、これは当然スクールゾーンになっておりますので、国道5号側、塩谷街道側におりていくことはなかなか難しい。この辺は、もう北ガスの方にも、私どもの方からこういう道路状況になっていきますよと説明してございますし、そんな形で実際問題、運行してもらおうというか、使っていただくという形になるかと思っております。今、お話がございましたとおり、公安委員会の方にも、こういうような流れをしますよという、交通安全との絡みもございまして、その辺を協議しながら進めていきたいと思っております。

秋山委員

すごく単純なことをお聞きしたいのですが、今、隣に立派なマンションが建ったのですが、今朝、役所に来るときに、その横の石垣というか、塀ですか、ちゃんと通れるようにあけてあるのです。さっと渡ってくる人がいまして、住んでいる方には便利なのだろうなと思いましたが、何せこれが知れ渡ると、ここから抜けていったら近いというので、通るとなれば人の敷地なのですね。この問題に対して、役所としてはどのような対処をさ

れているのかなと思ってお聞きします。

(総務)総務課長

マンションの建設業者と申しますか、私も塀の建ってくる状況をちょっと見ていたのですが、最終的に全部関連の側と申しますか、通れるようなあいう形になったものですから、そちら側の敷地はあくまでマンション側の敷地でございますので、そういうように管理されているものだと思いますが、こちら側の公共の施設との間で行き来するということになりますと、こちら側はあくまでも公共の駐車場としておりますし、間に側溝もございまして、そういう観点からは行き来することは、そういう想定をした場所ではございませんので、相手側に申し入れてございます。現在、そういう形になっておりますけれども、今は、とりあえずこちら側の境界と申しますか、駐車場側の境界のところ、一定程度バリケードと申しますか、簡易なものですけれども、そういうことで周知をとらせていただきまして、この後また、管理組合の方で、入居者の通り抜けについてもいろいろ何か相談なさると聞いていますけれども、こちらの方からも方針などをお伝えして、基本的には境界ですので、そこからの出入りはしないという方向になるように相談していきたくと思います。

秋山委員

もしも何かあったとき、そのマンションすべてきちんと外から入られないようにはなっているかとは思いますが、入るときはきっと難しくなるのかなと。でも、もしも事件があったときに、責任を問われたときに、問題が起きたら嫌だなというふうに一瞬感じたものですから、何かつまらない質問をさせていただきました。

児童の登下校の安全性について

最後に、児童の登下校の安全性についてお尋ねしたいと思います。

現在、児童の登下校についての安全性ということに関して、どのように手を打たれているのでしょうか。

(学教)学務課長

登下校の関係につきましては、現状では学校内、それから市P連というPTAの中で、そういった形で、小学校の周辺の安全対策、例えば歩道の敷設だとか、そういったことでは、いろいろ相談だとか要望というのは受けてございます。それについて、私どもの方で、例えば関係機関、市の関係するところ、それから警察なり、そういったところに相談をして、その都度解決できるものについては解決をしていくという状況でございます。

秋山委員

子ども駆け込み110番の家がありますけれども、これは全市的には実施されていないのでしょうか。

(学教)学務課長

子ども110番と申しますのは、現在、小樽市のPTA連合会が行っております。以前は各学校のPTAに、子ども110番という形で、それぞれステッカーを、統一されていないものを指定して、自分の校下の商店だとか家の方に張ってもらったということなのですが、統一されていませんので、小樽市のPTA連合会の方でそれをまとめて、統一したものを作成してございます。そういった形で商店街だとか、今、コンビニだとか、それからお母さん方がそういうふうには張ってございます。それについては、その学校のPTAが、その校下のそういうお店等に行きまして、お願いして張ってもらっているという状況になってございます。

秋山委員

実は、昨日、1時半過ぎかと思いましたが、稲穂町で、低学年だからあの時間に帰るのだろうと思いましたが。無意識にぱっと見て、ナップランドというんですね、しよっていたので、ああ子どもが今帰るのだなと思ったのですが、たくさんの人通りがある中で、その1人の小学生、何かスポットが当たらないで、ずっと帰っていく姿を見て、一瞬何となく不安になって、僕どこの学校なのと、思わず声をかけてしまいました。そうしたら、稲穂小学校だと。そんなに遠くないよなと思いつつ、案外、街なかにも盲点があるのかなと。あまり声をかけてもらえなかった子なのか、駐車場から車を出すまで、黙って立って見ている、その姿を見まして、今、いろんな意味で、

子どもを誘拐するとかという凶悪な事件が多い中で、何も抵抗力がないというか、平気で声をかければ反応してくると思いますし、その割に親が無関心で、ただ見過ごしているというその姿を見たときに、一瞬何か恐ろしいなと感じたのですが、この件に関していかがでしょうか。

(学教)指導室長

子どもの登下校における安全確保についてでございますが、とりわけ委員ご指摘のとおり、子どもみずからが事故に遭わないように、それに適切に対処するということが重要なことと考えてございます。ちょうど7月1日が国民安全の日となつてございまして、この時期をとらえまして、すべての子どもに対してチラシを配りまして、例えば自動販売機の中にジュースがあった場合の対処とか、不審な人に声をかけられた場合にはどうしたらいいか。例えばナンバープレートの数字をしっかりと覚えましょうとか、そういう形での啓発の資料を配らせていただいております。また、各校長に対しましては、登下校において複数で行動することや、また、子ども110番の家を周知すること、そして具体的に朝会などの機会をとらえてご指導いただくようお願いをしているところでございます。また、PTAと連携してとか、また、この前もございましたが、町内会と連携して、子どもの安全を図るための啓発のチラシを配っていただいた取組もでございます。今後とも、委員ご指摘のとおり、地域とともに子どもが安全に暮らすことができるように、開かれた学校づくりに努めていくよう指導していきたいと思っております。

秋山委員

これからますます少子化が進んでいく、そして統廃合が行われていく。そうすると学校間の距離がなお遠くなるという中で、こういう落とし穴みたいなことは防いでいきたいなというふうに感じております。それで、PTAとか町内との連携といいましても、具体的にというのはすごく難しいのではないかなと思いますけれども、この点、いい案などお持ちなのでしょうか。

教育長

小学校の子どものお話に出ましたけれども、私ども教育委員会に報告が来ますのは、1週間に2件程度、女子中学生の下校時に車から声をかけられたというのが出てきます。そういう場合は、女子中学生から帰宅後、必ず学校の方に電話をいただきまして、そしてそのことで、その子どもに対して複数で帰るのだよというような指導が具体的になされますが、それを受けた校長、教頭は、ブロックの全部の小学校・中学校で、車の形とか、こういう男であったとか、こういう行動であったということを知らせまして、ブロックで警戒態勢をとるということをしております。それでもまだ1人で帰るといふ子どもの姿がありますので、やはり地域ぐるみということがどうしても大事になりますので、そういう指導を強めていきたい。小学生がなかなか1人で帰るのを抑える、複数でと言っても、自宅へ来ればその子どもは帰宅し、そして1人になるというわけですし、校長先生にもよくお聞きをして、その辺をさらに考えてまいりたい、そう思っています。

秋山委員

学校にいる間は施錠されているということで、安全性は保たれますけれども、こういう下校時、学校から帰るときも非常に危険な中で、これが事件に発展しないように、新たな取組ということも、小樽市全体で考えていかれたらなと思っております。

委員長 公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

なお、再開は3時10分といたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後3時10分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

佐々木（勝）委員

予定している通告が何点かダブるところがありますが、ちょっと観点が違うのでやります。

今日の報告事項にかかわって、特に行革の進ちょく状況、それから21世紀プランの報告、それから旧石山中学校の活用について、この3点の報告事項にかかわって質問させていただきます。

行革の進ちょく状況について

先ほど報告があった中で、昨年度からも含めて実施率が83.7パーセント、その前69.4パーセントから徐々に数字を上げています。この後、15年度については多くの課題が残っているということでございますから、うまくいかないというふうには思うところであります。そこで、初めに、これをまとめ上げてきた中で、完全でなくても努力をした自己評価、これについて伺います。

（総務）田中主幹

これまで幾つか実際、最後の数字的な部分、効果額的なもので言いますと、先ほど秋山委員からもお話しございましたけれども、それぞれ目標値のつけ方は希望的なものも入っておりますし、なかなか見込みが難しいものもございましたけれども、今の段階での効果額につきましては、やはり人件費の削減について、3年間に20億円を見ておりましたものを、その部分については、かなり上乘せして削減を進めてきておりますので、収納率向上については、このような不景気な状態ですので、見込みから数字はかなり下回っておりますけれども、その中では人件費の削減、民間委託等を含めて、そういう部分の効果が大きいのかなというふうに感じております。

佐々木（勝）委員

それで、自己評価の部分なのですが、そこで私の方の読み取りといたしますか、聞きたいところは、先ほど秋山委員が、5番、6番並びに丸が棒線になっているのですよね。私は、逆に、いわゆる実施を目指しているのだけれども、検討中のものだという中身でないかなと思っております。13、14番を比べて、引き続き検討になっているものの部分と、それからもう一つは、13年度には検討だったけれども、14年度には実施という状況になったと、ここにちょっと注目したいのです。そういう点で考えると、まずこの両方とも、今年度、昨年度、検討中というふうに推移した項目がありますね。10番の国際交流の問題の部分で、それから次のページにいきますと、薬剤師の初任給の問題、それから特殊勤務手当の見直しの問題、それから職員の計画書の21番の問題、そして以下、25、26、27番と連なっている。このところを、現状こうなっているということで表示しているけれども、もう少しこのところの中身、こういう結果になっているという状況を教えてください。

（総務）田中主幹

今のご質問の部分でございますけれども、まず10番、国際交流業務の見直しの部分でございますけれども、これは業務を民間団体に移行ということを考えているのですけれども、なかなかその辺、受皿も含めて難しい部分がございますけれども、今の段階では、市にボランティア登録している通訳ボランティアの方がいらっしゃいますけれども、そういう方を中心に、在住外国人向けの情報誌の作成の編集委員会みたいな、そういうものの組織を、今後、トータルなものをつくり上げていって、その後、民間団体への方とのつながりを検討している状況にあります。

次に、19番の薬剤師の初任給関係でございますけれども、この部分については、実はこれ決算ですので14年度ですけれども、15年度でこれは実施済ということになっております。

特殊勤務手当の関係でございますが、これについては人件費総額の見直しという中身で、二つ職員団体の方に提案はしている最中でございます。

21番の職員提言制度の有効活用、この部分については、活用までにはまだ至っていないのですが、14年度に一部

職員の提案が出されまして、それをうまく活用できないかと、そういう検討を今進めているという状況です。

あと25、26、27番の人材関係の部分なのでございますけれども、これも昨年もちよっとお答えしている部分もあるのですが、現在、平成18年度の国家公務員法の改正を控えていまして、その改正に合わせて、能力給の導入を考慮した評価方式ですとか、いろいろ観点がございますので、そういう様子を見ながら、進め方を検討したいというふうに考えております。

あと35番も、条例・規則化の検討になっておりますけれども、要綱・要領の条例化なのでございますけれども、これも数たくさんある中、市民の権利関係にかかわるような項目はある程度限定されることになると思うのですが、例えば開発指導要綱的なものについて、一部他市で取り上げていることもございますので、それについても原部の方でその状況等確かめながら、検討を進めているというような状況になってございます。

佐々木（勝）委員

そうすると、これは15年度ですけれども、おおむね実施というところに向かっていくということなのですね。

（総務）田中主幹

この13、14、15年度で、一応実施計画は取り組めますので、15年度内の実施項目になりますと、もう既に実施している初任給関係はいいのですけれども、その他の部分、年度内に例えば計画する計画しない、その辺はやっぱりちょっと難しいような部分が多いかというふうに考えております。

佐々木（勝）委員

これはまた、定例会がありますから、このぐらいにしたいと思います。

21世紀プランの中間点検について

次に、21世紀プランの報告、中間点検の問題なのですが、私の方でこのプランの見直しをしているときに、まだ煮詰まっていないという報告を聞いていたのですけれども、やっぱりこの事業展開の中では政策評価システムという、ここのところをしっかりと踏まえて、事業の評価に当たっていくというふうに提言させていただきました。本格的な政策評価システムというのは、それぞれ受止め方が違うのだらうと思うのですけれども、事務事業の見直しについては、この手法を取り入れて点検を開始すると、こういうふうに聞いていて、今回の部分についても、ここでのいろいろなサービスのところの項目でいうと、いわゆる33番の事務事業の評価システムの推進と、こういうようになっています。13年度も導入を図るということで、14年度は実施と、こういうことになっているのですけれども、この事務事業評価システムの推進の中身、具体的な方法と申しますが、ここについてお知らせ願います。

（企画）福井主幹

21世紀プランの中間点検と政策評価の観点からのご質問でございますけれども、今回、中間点検を行うに当たって、政策評価の手法を用いて行ったところでございます。政策評価の手法の中身としましては、緊急性だとか、市の関与の妥当性だとか、有効性だとか、効率性を、点数にするなりコメントするなりにして、各原部からいただいたところでございます。ただ、政策評価システムというのはまだ確立していない部分もございまして、また、地方行政の成果指標をどこでとらえるかという問題もいろいろとありまして、また、我々の熟度が低いということもありまして、なかなか難しい面はございましたけれども、一応これを実施いたしまして、この中間点検に反映させたというところでございます。じゅうぶんかと言われると、なかなか自信はないわけですけれども、それなりにでき上がったのではないかとこのように思っております。

佐々木（勝）委員

それで、前回のときも、それを進めているということで、マニュアルというところ、いろいろな小樽独自の評価システムを導入して、そしてよりよいものにしていきたいと、こういうことだったので、私が聞きたいのは、みんな同じような様式といいますか、一つの記入の仕方、そういうものができ上がっていて、それに基づいてやっていきますよということで仕上がっていて、事務事業評価システムの観点になっていると、記入すべき事項とか、そういう

ものができ上がっていますかと聞いたのですが、それは今でき上がって、そのことも含めてやりますと、こういうことだったのですから、それでいわゆる事務事業の評価の進め方に見合う様式と申しますか、そういうものがありますかと言ったのです。

(企画) 福井主幹

今回の政策評価の中身というか、書式の件でございますけれども、施策に対する評価として、さっき申しました緊急性、市の関与の妥当性、有効性、効率性などを点数に表して記載させ、その点数の高いもの、低いものについては、別の様式でコメントさせる方式をとりました。ただ、先ほども申し上げましたとおり、成果指標のとらえ方、それから我々の熟度の問題というのもありまして、そこでそれがじゅうぶんであったかどうかというのは、まだ研究する余地があるというふうに思っております。

佐々木(勝)委員

そういうことで、政策評価をしっかりとやることによって、次の事業展開の、それこそ重点事項というのがあるかないかという、いろいろと今後のことに役立つというふうに私は思います。だから、そういうことで考えると、政策評価システムを熟度の高いものにしていく努力もお願いしたいというふうに思います。

今日の報告があった中で、石山中の跡利用の関係の部分について、北ガスに使わせますと、こういうことですね。これは適配委員会のときにも、跡利用については、とんざしている状況から進んでいないということだったのです。ここに来て、今度は北ガスに落ちついたという、その経過なのです。常にいわゆる基本方針は、生かして使うということだから、それに見合うような形で既にセールスをしていたものなのか、それとも降ってわいてきたのではないけれども、待っていたらこの話を持ち込んできたのか、この辺のところはどうでしょう。

(企画) 川堰主幹

報告しましたとおり、昨年9月の昭和学園の要望取下げ以降、セールスということはないですけれども、いろいろな方面には、例えば以前あった高校施設としての使用はどうなったかですとか、声かけは当然しました。

今回、北ガスからのお話というのは、5月末か6月ごろだったと思うのですが、こういう天然ガスの転換作業をするのだけれどもということで、たまたまご相談に来られまして、それであれば、今いろいろ検討している石山中学校なのだけれども、現地を見ていただいて判断してもらえないかということと、その当時お話ししまして、北ガスの方で判断された結果、この9月10日、正式に市に借用願が提出されたということでございます。

佐々木(勝)委員

そうしたら、今、その貸すための条件というところの中で、それに対する交通安全の問題があると思います。そのものを丸々貸すということになるだろうし、例えば中身を改造するとして、そういうような状況になっていくと、具体的に展開していくわけですね。そのときの所管というのは、教育委員会所管になるでしょう。だとすれば、その辺も含めて協議に入っていくのか、北ガスが使った後どうするかという問題も出てくるだろうと思うのです。その辺のてんまつというのは予想できますか。

(企画) 川堰主幹

内部の改装等は、あと校舎をどのくらい使うかとかというお話は、北ガスが、今、精査中でございます。年内にどのくらいの面積をどのような形で使うかということで精査して、市の方にお話に来るということにはなっております。

所管につきましては、今、普通財産ということで、財政部の契約管財課が所管でございますが、窓口が企画になっておりますので、そういった細かな話は、契約管財課と北ガスとこれから詰めていきたいというふうに考えております。

佐々木(勝)委員

そうすると、その後の件の問題でございますけれども、北ガスに貸したということになると、そこから、起きる

ことがないと思うけれども、いろんな事故の発生だとか、そういうことがあったときの責任に関してはどうでしょうか。

(企画)川堰主幹

当然、施設の使用となると、その保守・管理すべて含めて、北ガスの管理ということで考えてございます。

(「その責任は」と呼ぶ者あり)

財産としては、普通財産ということで市のものでありますので、所管となる契約管財課ということでよろしくご理解願います。

(財政)契約管財課長

契約の中に、今、企画も話していますが、さまざまなことを定めることができるわけです。ですから、そういったいろんな保守の問題、そういったものも含めて、やっぱり借主の方に相当応分の責任ということは発生すると思います。ただ、施設の管理ということでは、あくまでも普通財産ですから、そういう意味では私どもの財政部の責任といえますか、窓口であることには変わりございません。

佐々木(勝)委員

2年後についての活用方については、注意深くお願いしたいと思います。

泊原発の冷却水漏れ問題について

この件に関してはその辺で終わって、次、泊原発の冷却水漏れの問題について質問いたします。

9月8日に冷却水漏れの事故を知って、その後の対応なのですけれども、時系列的にお答えください。

(総務)高野主幹

泊原発の漏水ということですが、9月6日の日に、北電によりますと、午後10時ごろに格納容器の下の水を入れるタンクの水位が上がったということで、調査しまして、翌日午後1時50分に状況がわかったと。再生熱交換器の一次冷却水が漏れたということがわかって、小樽市につきましては、新聞報道で承知しました。それは翌日ということで、8日です。その新聞報道によって知ったのですが、その時点で、8日の朝に、北海道電力の小樽支店の支店長が、市長の方に状況説明を行いたいということで来ました。それで、私ども防災担当としましては、その新聞報道を見まして、後志支庁の方に問い合わせをしまして、そういう状況で道としても対応しているということで確認しております。

佐々木(勝)委員

情報が来ないというか、とまっている。これ原発にかかわる周辺の町村も怒っているのです。小樽については、情報が来なくても中身の経緯は、そこに問題があるけれども、前のようにちょっと時間をかけて隠ぺいするというような状況ではないけれども、起きた事故が小さな事故だということで、報告までに時間がかかったというのは事実です。この原発問題をやると、小樽の枠から離れているので、傍観者的な対応というか、こういうところになっている部分にちょっと私はそういう面で心配するのです。なぜ情報がその後で、新聞に載りながら、それから電話をかけてきたということなのだけれども、ここのところの部分については、なぜ情報が早く入ってこないのでしょうか。

(総務)高野主幹

原発の問題につきましては、過去から何回か議論されているかと思うのですが、影響ある範囲というか、原子力安全委員会の方で防災指針というものを出しては、その中で、距離が遠くなればなるほど影響が少ないということがありまして、研究の中で、やはり重点地区とか、そういう対応が必要な地区につきましては、原子力発電所から10キロで大丈夫でないかということであります。その部分についてどうするかということで、住民対応あるいは情報の周知ということで、それぞれに地域内での対応が必要になっているのですが、今、その中で北海道の泊原発につきましては、北海道と周辺4町村で、その当時の部分で協定を結びまして、必要な情報についてというこ

とで限定しまして、協定の中で周知報告義務というか、そういうものを限定しているのです。その部分につきまして、基本的に今回の部分については、そういう項目に該当しないということでしたが、やはり泊としても、そういう事故が、支障というか、そういうことが発生したということで、参考に北海道並びに4町村に7日の2時20分ごろですか、連絡したということです。その部分でも、以前と今は違うという部分はあるのですが、そういう協定中の範囲ということで、北海道あるいは4町村としても、情報を公表する状況になかったということです。今、小樽あるいは全国的にも、そういう部分での問題がありまして、その公表の基準、あるいは今ある北電と北海道、4町村の協定に関しまして、やはり北海道、4町村、もちろんそのほかに北電も、そういう部分での協定の見直しが必要でないかという動きになっています。

小樽市につきましては、そういう部分、それから北海道の方からは、やはりホームページなどでも逐次情報を載せるので、そういうところから情報を入手してくれというような通知も来ていますけれども、そういう中でやっています。小樽につきましては、原子力安全委員会の基準はあるが、やはりそういう情報をいただける方が市民としても安心だということで、市長から北電にも申入れをしたところであります。

佐々木（勝）委員

もっと強く求めてください。病院問題も含めて、万が一あったときどうするかという、もう受入れ態勢などということも含めて、視野に入れながら、病院の問題もやっているわけですね。だから、本当に正確な情報をいち早く小樽の方に来るように、怒るといって語弊があるのだけれども、やっぱり小さな事故だということでも、それなりに。ましてやこの問題については、こういう事故が予想されるぞということで、出向いていける動きもあるわけです。それを含めて、情報を求めて、原発の問題に対応していただきたいと思います。

小樽市の防災体制について

それから次に、関連して小樽の防災計画についてお尋ねします。過日、防災の日に、小樽市挙げて訓練をやりました。これは全国的に防災の日の位置づけというか、目的というか、これもしっかりしなければならないというふうに思うのですが、受止め方は防災の日の取組、そういうことをちょっとお話ししていただきたいと思いません。

（総務）高野主幹

小樽市につきましては、防災の日の9月1日に、総合防災訓練を実施しました。目的としましては、大規模な災害に対する関係各機関の相互の協力体制の強化あるいは防災技術の向上等であります。私どもとしまして、今回につきましては、昨年と同人数程度なのですが、25機関340人の参加を得て実施しました。ただ、昨年と違いますのは、後志管内の3消防組合の参加をいただいたり、また、災害での通報訓練ということで、元の食糧事務所、今の北海道農政事務所地域第3課と電話によりまして食糧の確保の要請、あるいは環境部とトイレの確保とか、そういう部分についても行いまして、できるだけ市内全体に参加者、理解者を増やすような努力をしたつもりであります。

佐々木（勝）委員

それなりに組織立って対応するというしくみになっているのですけれども、回を重ねるほどに大規模になっているのですけれども、問題は、この日をやっぱり市民周知をして、危機管理をしっかりしていくということが大事ではないかというふうに思うのです。これを啓発するのが大事な役目ではないかなというふうに思うのです。そういう面で考えれば、今回、家庭の方に小樽市の「わが家の防災ガイドブック」が配られました。それから、あわせて老人対策で、火災などに備えた高齢者と障害者版ということで、これは非常に喜ばれています。これは全戸配布されているというふうに思っているのか。それから、つくった経緯そのものは立派なのだけれども、その後、改訂しなければならない要素も中にあると思うのです。それと、例えば消防のあたりでいうと、整理して、最上出張所がここにはないわけです。これの改訂版を出す用意というか、そういうような周知徹底を図るためにも、その用意があるのかどうか。

(総務)高野主幹

防災のガイドブックにつきましては、全戸配布しました。それと、高齢者・弱者につきましては、ある程度該当する方々に配っているということでご理解いただけるかと思います。

それから、ガイドブック等につきましてはの改訂版ということですが、なかなかそういう状況にないものから、私どもとしましては、市での広報を活用してということで、市民生活ガイドや小樽市の広報、あるいは毎月1回のエフエムおたるの放送、あるいは出前講座等を活用しまして、できるだけ効率よくそれにこたえられるようにやってきております。ただ、やはりガイドブック自体も効果があるものですので、今後も予算の状況なんかも見ながら、今後、どれが一番いい方法か検討していきたいと思っております。

(消防)総務課長

委員ご指摘のございました、いわゆる災害弱者に対しますこの冊子でございますが、これは平成11年9月から12月にかけて、災害弱者向けにお配りしたものでございます。主に独居老人及び高齢者世帯に向けまして、消防本部で配布させていただいた経過がございます。これは、災害等があったときに何をどうするのかということを含めて、マニュアルとして配布したものでございますが、委員ご指摘のとおり、配布した後に、12年の4月10日で最上出張所が廃止されましたことから、当時印刷したままの最上出張所が現在も記載されたままとなっております。これの対応等につきましては、今、防災担当主幹からお話がありましたが、消防本部といたしましては、各家庭等の防火査察、あるいは行事等におきまして、何らかの形で周知を図るよう努力してまいりたい、そう考えてございます。

学校環境衛生について

佐々木(勝)委員

学校教育にかかわる部分で、今度は、はぐくみプランのところでお聞きしますが、このところで、ページでいうと本年度予算ですから、15ページを過ぎて16、17、先ほど報告の中で、重点的な施策の課題と今後の方針ということで、このページで話が出た内容です。以前から、施策の課題と方針というところでは、先ほど報告のところで真ん中の上の方で、学校教育環境の整備というところでは、ここでは力点を置いて書かれていて、取り組みますと、こういうことに関連して、いわゆる学校施設は児童・生徒の学びの場であると同時に、一日の大半を過ごす生活の場であることから、教育の内容の充実はもとより、快適な環境づくりに努めると、こういうふうになっていますね。本当に私はそう思います。一番施設環境が悪いのは、学校ではないかというふうに思います。

そこで関係してくるわけで、シックハウス症候群の発生の欄だけれども、小樽で考えれば、さっきの数値の問題でやる方向について、いろいろと取りざたされています。マニュアルに基づいてやったという、マニュアルの必要最低条件を満たしていればどうかということも、また、問題になっているのだけれども、結果的には小樽の場合でいうと、数値が出てこれないというか、極端に言えば、笑い話ではないのだけれども、逆にいかに老朽化しているかという感じ。だから、その感じでいうと、結果的には数字の違いはあるだろうと思うけれども、やっぱりこの環境整備というのは、相当頑張っていかなければならないなと。金もかかるからということがあるから、そこで知恵を出していかなければならないなというところでの課題は一致すると思うのです。そういうことで、その部分にかかわって、これから行おうとしている老朽化、それから耐震化、ここについても児童の安全性から見た、各学校の耐久性・耐震化、耐震調査を実施の上、年次計画を立てて、これについて頑張るといふことだりがあるのです。そういうことから考えていけば、このシックハウスの問題も、それから耐震化の問題も、熱を入れて取り組んでいかなければならないなというふうに思います。そこで、委員会としては、シックハウスの関係、それについてさっき答弁しているのだけれども、構えというか、もう少し。

それから、耐震化の取組については、一部方法については、簡便法をとりながらやっていくという方法も聞いているのだけれども、この取組について教えてください。

(学教)学務課長

シックスクールの取組でありますけれども、先ほど菊地委員にもお答えしましたけれども、本会議ではまた、教育長から答弁しておりますけれども、昨年の2月に新しく学校環境衛生基準が改正されまして、このシックスクールの関係の揮発性有機化合物の検査が義務づけられました。それに基づきまして、教育委員会としては、昨年から実施しているというのが現状です。そういったことも踏まえて、やっぱり学校の環境衛生をきちっと維持していくとか、子どものために、児童のためにやっていかなければならないというふうに思っていますので、先ほど学校教育部長からもお答えしましたけれども、学校薬剤師会が一応検査主体ということでやってございますので、校数も増やすことも当然ですけれども、そういった普通教室などの検査についても、じゅうぶん協議しながらやっていきたいと、そういうふうに考えております。

(学教)施設課長

関連して、施設整備のかかわりなのですけれども、先ほど委員がおっしゃったように、学校の施設改修、老朽化対策、耐震化補強、そういう事業にはばく大な費用がかかります。そういう中で、私も、今、やろうとしていることは、国の方からも昨年来言われておりましたけれども、耐震化事業に取り組んでくれと。なかなか財政状況も厳しい中で、各自治体の取組が進んでいないと。そういう中で、国の方でも研究者の協力者会議を設けまして、耐震診断をする前に、耐震化の優先度調査、たくさん学校はあるが、どこから始めたらいいのか、そういうような方法論もあるというような手法を示されましたので、私もはその手法に倣いまして、平成16年度から実施をしていきたいと。これは、建築技術を持っている行政関係者等でもできると、そのような方法もありまして、一部中にはコンクリート強度もはかるということで、一定の部分でちょっと費用がかかる部分もありますけれども、そういう取りかかれるようなところから、私もは一校一校手をかけていきたいと、そのように考えております。

佐々木(勝)委員

そのように頑張って、安全な環境をつくっていただきたいと思います。これは子どもにとって、何が最善の方法なのかということに照準を合わせれば、環境の整備なり、周辺整備なりはおのずとでき上がってくるのではないかなと思います。

道立高校の通学区域再編について

新聞に発表になった、道立高校の通学区域の再編の問題です。どのようにしようとしているのか。

(学教)学務課長

今日の道新に、道立高校の通学区域の変更が出てございました。これにつきましては、道教委に道立高校通学区域改善検討会議が、設置されまして、そこで普通科の通学区域につきまして、学校選択の幅を広げて、生徒の能力だとか、適性、興味・関心、進路希望などに応じた多様な学習が可能になるようにということでの拡大について、検討会議で答申が出て、道教委がそれを受けて、今日発表になったような再編をしたというふうに考えております。

佐々木(勝)委員

それによると、55を26にするという学区拡大ですよね。私の育ってきた環境からすれば、当時は135あった小学区制、それが一時、21の大学区制になり、今、中学区制と、こうすることで、学区が決められていますね。その時々によって、だから適正配置と、こういう言葉を使うので、今回の場合は目的、それが、今、話をしたのは、55を26に変えると。その目的はというところで確認したいのだけれども、一部には、学区を拡大することによって、小さな規模の学校も広げていくという語弊があるのだけれども、この目的というのはしっかりと押さえなければならぬというふうに思っているのです。教育長、その辺の、今回の枠と、多かったときに135を21に、55にしたと。また、この時代、26に変える。子どもが少ないだけということではなくて、そこに一定の競争の原理みたいなものが働く。そういうようなことの中には、さっきの話だと、一定の目的を持っているとこう言われるから、このねらいというか、このところを。

教育長

当初、小学区135あったのが、8学区の大学区制になりまして、支庁を超える単位だったのですが、それがさらに21学区になり、それが55年、56年と2年にかけてそういうことになった。そして、今回26学区というふうに動いています。前回の改正は小学区から大学区へ、大学区から中学区へと、いわゆる高校がいろいろと選択制の幅を広げていく中で、学区改変が行われましたけれども、今回の55から26というものは、いわゆる通学区域制度が学校施行規則から消えまして、学区はなくてもよろしい、学区は自治体の構成に任せますと、そういう格好でいきましたので、例えば東京都の23区のように、学区を全廃したというところもありますし、北海道のように、石狩の8学区を残して26学区にしたと。ただし、平成17年3月に最初の入学選抜試験を行うということで、石狩の8学区については、文教委員会に報告した後、いろいろな意見を聞いて、石狩8学区は来年1年間かけて、さらに検討に付するというので、まだ流動的な要素はあるかと思います。基本的には通学区域がなくなったということで、志望する生徒の選択の幅を広げるというのが基本目標で取り組む姿勢です。

佐々木（勝）委員

それでは、そのことでの今後のタイムスケジュールというか、小樽の関連する学区の今後のスケジュールはどうですか。

教育長

後志に限定して考えますと、後志は第1から第3までありました。そして、小樽市は後志第1学区の中にあっただけですが、1、2、3の区分がなくなりますと、後志全学区の中で小樽市が存在するということになります。市長は、道教委に今回の適正配置で陳情に行きましたときに、1間口の削減はしないようにということと、学区の改善の検討が進んでいる中で、仮に三つの学区が一つの学区になった場合、小樽市に、後志全学区から生徒の志望が増えると、そして小樽市の生徒が普通科に進学する機会が若干失われるのではないかという、そういう懸念も示しておりましたので、そういうことについても、今後、意見の反映に努めていかなければいけないだろうと、そう考えております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、れいめいの会に移します。

上野委員

新エネルギーの取組について

一般質問で、新エネルギーの取組につきまして、私、市長にいろいろ質問しました。市長も、取組に対してたいへん前向きな姿でお答えしていただきまして、私もほっとしている次第でございます。再度、企画部にお尋ねします。新エネルギー開発につきまして、今、企画部ではどういうのをやっているかとか、どういう腹づもりがあるか、また、どういうことが、今、進行しているかについてお願いいたします。

（企画）迫主幹

新エネルギーにつきましての今の小樽市の取組ということでお尋ねがあったわけですが、一つには、将来的な新エネルギー開発というのを企画部が一部担当しておりまして、省エネルギーにつきましては環境部がやっております。また、鉱石であるゼオライトを利用したエネルギーの開発ということにつきましては、経済部が所管しているわけですが、それぞれ担当しているエネルギーの割合といたしますが、分担といたしますか、そういったものが異なっておりますから、それぞれの取組について共通の認識を持つということで、庁内的にはひとつ勉強会をと思っているところでございます。

それから、もう一つにつきましては、特区との関係でございますけれども、石狩湾新港地域におきまして、新エネルギー特区というのを提案させていただいておりますが、これにつきましては民間事業者を想定してのものなの

ですけれども、新エネルギーの拠点の形成を目的として、そういった提案をさせていただいているところでございます。

それから、もう一つですが、昨年、北海道電力が風力発電による電力を、従来の15万キロワットから10万キロワット増やしまして、25万キロワットまで増しております。これがマックスにはなっているのですけれども、これに対しまして、石狩湾新港地域の銭函4丁目、5丁目での風力発電の可能性につきまして、民間事業者が関心を持ったわけですが、この民間事業者が北海道電力に応募するに当たっては、我々は各種法律の適合性などにつきまして、この民間開発に対して協力をしてきたというところでございます。

上野委員

私が、今、これを聞いたかという、全国的に新エネルギーの問題に取り組んでいます。昨日ですか、横須賀市の情報が入りまして、横須賀市では産業廃棄物を利用して、ごみ収集車の燃料を全部それで賄うというふうに決定して、もう本年度から徐々に始めていくというような、また、全国いろいろなところで、この新エネルギーの問題に取り組んでいます。

先般、一般質問でも言いましたけれども、一般質問の前に八戸へ行ってまいりました。私もびっくりしました。八戸というのは、本当に10年か15年前は、小樽より小さい市だったのです。本当に十七、八万、というか、それがもう今、八戸は、嘗々と30万になろうとしている。それは何かというと、やはり取組が前向きの取組だったというのが、今回視察してきてたいへんわかりました。特に、このエネルギーの問題に対しては、もう全庁、また、全市挙げて取り組んでいます。ちょっと紹介いたします。

ここに3Eプロジェクト、エコロジー・エネルギー・エコノミーという三つのEを使いましてプロジェクトをつくりまして、この2年間で六つほどのことをやっています。一つは、主に青森エコタウンプラン、これは平成14年12月に承認されたものです。それから、八戸港の静脈物流拠点港、これは平成15年4月に指定されています。それから、青森県環境・エネルギー産業創造特区、これは平成15年5月に承認されています。新エネルギービジョン策定事業、これは平成15年度、これはNEDOの補助金がもう決定しています。これ4月17日に応募して、6月23日に補助金が決定。それから、新エネルギー等地域集中実証研究、これはNEDO。これは見ましたけれども、年間6億円、5年間で30億円のお金が、NEDOから委託料として来ます。これ事業が終わると全部八戸に、このお金がもう使えるわけでございます。これはどういう事業かという、いろんな分散型エネルギーをとかしまして、例えば学校だとか役所だとか、そういうところに電源を引っ張って送るという事業でございまして、5年間で30億円。それから、八戸港グリーンパワーポート研究会、これも平成15年8月に設立をしております。このように、この1年の間に、もう集中的にエネルギーの問題に取り組んでいるのです。なぜ取り組むかという、皆さんもご承知のとおり、これからの社会は環境問題、特に京都会議の、それが今、日本ではもう絶対しなければならない問題。これにまた、いろいろごみの問題、こういうことがあるもので、今、取り組んでおります。当市としましても、今日は環境部はいませんけれども、今回、ごみ処理場の建設にかかわる新エネルギーをいかに利用するか、いかにこれをやっていくかが大事だと思います。

今、企画の方から企画部でそれをやっているとか、経済部でやっているとか、環境部でやっているとか、単独で勉強会をやっていますけれども、八戸の場合は、本当に六から七つの部で連携して勉強をやっていきます。そういうことを、今後、小樽としてもやっていく予定があるかないかということについて、お願いいたします。これはたいへん難しい質問でございますけれども、部長、お願いします。

企画部長

エネルギーの問題、八戸の事業というのは、ただいま委員の方から教えていただきまして、承知した部分もございまして、当初から若干知識としてあった部分もありますけれども、基本的には青森県という一つの県の中で、県丸抱えではないですけれども、戦略的には、やはり青森県を中心として、その中の八戸がそういう事業を、そうい

う戦略の中で、自治体として取り組んでいるのだろうというふうに推測しているのですけれども、たまたま北海道的に、小樽市が、このエネルギーの問題について、どういった戦略を持って自治体が担当していくのか。なぜこういうことを言うかという、エネルギーというのは、基本的には需要、受電家があって成り立つことで、これ私の経験からいくと、例えば新しいエネルギーではないのですけれども、築港地区のエネルギーセンターをNEDOの補助金でつくっていった。その結果、ああいう民間企業ですから、その受電家そのものが対応しきれない、倒れてしまうという、その事業が成り立たないという、こういう問題。それから、それを今、広域的に何とか配電するように、特区申請の提案までしているのですけれども、やはり受ける側が、北海道電力とこの小規模の電力供給企業と対比をすると、象とアリの関係みたいで、いわゆる信頼が置けないのです。いつ倒れるかわからない部分と契約をするということに、かなり企業側としてはリスクを感じているのも実態なのです。したがって、大きな意味では電気事業法の中で、現行、北海道電力自体が、先ほど主幹が言ったように、25万キロワット分だけはほかの電力で買いますよという枠組みの中で、風力を買っているという現状にありますから、そういう意味では、まだまだ象とアリの関係でしか、今の新エネルギーの供給量というのは成り立っていないと。であれば、いわゆる大きなニーズを、一定のプロジェクトの中できちっとやっぱり戦略を持って、小樽市としてはどんな役目で勉強していくのかという、この辺あたりをきちんとしておかないと、職員に勉強しろ、勉強しろと言っても、将来何をするために勉強するのかという形にもなりますので、その辺も含めて、企画部なり、環境部であれば省エネの問題を含めて、庁内の中で協議をしながら、どういった大きなことができるのか、では小さいことからぼちぼちとという、こんなことも含めて、庁内では検討してみたいというふうには思います。

上野委員

たいへん難しいということは、私もわかっています。それで、私の提案ですけれども、やはり庁内だけでやると、たいへん無理な問題なのです。やはり産学官を巻き込んで、小さくてもいいからスタートしていかなければ、部長が言ったように、エネルギーというのは本当に北電の一般の今の電気から見ると、アリより小さいかわからないですけれども、将来はこれがかなり重要視されてきますので、ほかの都市がもうやっているのに、小樽は全然遅れているという状況にならないように、やはり勉強会からスタートしなければいけないのではないかなというので、私が今提案したので、どうぞよろしくをお願いします。

これに関連しまして、風力発電でございますけれども、これも残念ながら1月のときに応募したのが、これは東京の企業と聞いてございますけれども、新川の河口で、たいへんここは風力発電に適している、皆さんもし時間があたら行ってください。防風林がなぜあるかというのが、あそこへ行ったらわかりますから。大きい風がもう非常に吹いています。だいたい5メートルから6メートルぐらいの風が吹く場所で、風力発電には最適なところですが、残念ながら、1月か2月の応募で当選漏れになりましたけれども、これに懲りず、やはり応募していなくてはならないことを1点。一般質問でも言いましたけれども、小樽の近くにでも、風をうまく利用して風力のできる場所、先般は祝津といいましたけれども、あそこは国定公園でございますけれども、それでも特区を申請すると規制緩和になりますので、そういうことも含めて、やはり一番身近なのは風力発電なので、環境的にもたいへん優しい、また、私の思いというのも、風力というのが見ても格好がいいというのがありますので、こういう取組を、今後ひとつやっていく意思があるのかということについてお尋ねします。

企画部長

この風力の問題についても、今、委員がおっしゃったように、チャレンジしたのですけれども、あの地区の参加企業については抽選漏れになったということで、そういう意味では、現状は北電の買取り枠が広がるという条件付なのですけれども、その中で再チャレンジしていただけないかということはお話をしていて、今、かなりそういう枠組みとしては、感じ的にはちょっと難しいようなお話もお聞きしていますけれども、先ほど委員がおっしゃったように、新川の調査を終えている企業もございますので、産業的にもそういった産業が根づくということも、経済

的にも、かなり私どもとしては歓迎することでございますので、そういったことでは、機会あるごとにそういったものにチャレンジするような形の民間企業の支援については、これからもやっていきたいというふうには思っています。

上野委員

期待していますので、よろしくをお願いします。

特区の申請、新エネルギー特区、また、第2次以降の申請予定として、地域エネルギー特定供給とか、これをやろうとしますので、いろいろ小樽も特区を上げますけれども、なかなか特区を出してもそれを活用するということが、今、小樽においては難しいというような、これはやはり小樽が衰退しているというのが、こういうのに表れている。やはり伸びている都市は、特区をとるとどんどん伸びていきますから、ぜひこれはお答え要りませんが、特区の問題も、もう一度考えていただきたい。特にエネルギーの特区、これは一応企画部だけやっているような感じが、庁内にもあると思いますけれども、先ほど言ったように、本当に私から思うと、企画部、経済部、市民部、環境部、土木部、建築都市部、水道局、港湾部、もうこれが七つも八つも絡むような、ここに教育委員会も入ってくるのではないのかなと、こういう大きな問題でございますので、皆さんの認識を深めて、取り組んでいただきたいというのが思いでございます。

石山中学校の跡地利用について

最後にもう一つ、石山中学校の跡地のこと、もう何人かの方が言いましたので、簡単に言います。

北ガスのことは、もうご答弁いただきましたので、私が思うのは、あの円形校舎、これはたいへん建築的にも貴重な建物ではないかなと思っています。北ガスの後にどういう方があそこを利用するかわかりませんが、やはりあの円形校舎を残して、小樽の名物といいますか、もうああいうものはほかのところにもないと思いますので、そのためにも、今回の北ガスもあそこをじゅうにぶんに利用すると思います。先ほど佐々木（勝）委員が述べましたように、どういうふうにあれを使っていたか、これについても、ただもう貸したからかってにどうでもいいよではなくて、原形の形に戻してもらおうとか、いろんな形で、これはもうさっきチェックを厳しくすると言いましたので、終わった後にはあの校舎をもう壊さなければならないというような、そういうふうにならないようにしてほしいというのが私の願いでございます。

企画部長

先ほどの件で、貸し方の問題なのですけれども、丸いのが四角くなるような貸し方をしなきゃだめではなくて、既存の施設自体は基本的には原形にとどめてもらうという立場になろうと思います。

そういったお話をさせてもらっていますが、当然、教室を使ったり、いろいろな器具の配線をしたり、多少シャワーを使ったり、何かをつくったりと言うこともあるのではないかと思います。今のところは原形を壊すような形で貸すとのお話はしていません。まだ、細かい話はしていませんけれども基本的にはそういう考えです。

グラウンドに通勤者を含めて、200台位は駐車できるようなスペースと執務ができる場所をいうお話を聞いていますが、グラウンドに砂利を入れたりして、それを今度売る時に、それが障害になるのであれば当然問題があるので原形に戻してもらいます。ただこの2年間に買い主が決まりまして、この姿でいいという状況であればそれは別なお話です。北ガスが設置した配線がそのままいいですよとかいうことであればそれはまた、もとに戻さないで、こういう形で売却することになるかと思いますが、基本的には、丸が四角くなるような形では考えておりませんので、ご理解願います。

委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後16時13分

再開 午後16時28分

委員長

会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

自民党。

山田委員

自由民主党を代表いたしまして、共産党提案の議案第33号小樽市非核港湾条例案は否決、陳情第13号、第16号、第17号は不採択とする討論をいたします。

議案第33号は、これまで何度も申し上げている理由で否決といたします。

陳情の3本は、いずれもイラクへの自衛隊派遣中止を求めるものですが、この根拠となるイラク人道復興支援特別措置法は7月に成立し、政府は、今までに、実施可能な業務や現地の状況について、綿密な調査・準備を行っているところであります。このような重要な外交・防衛に関する問題に対して、議会意思として自衛隊の派遣中止を求めるということは、我が党としては認めがたく、不採択を主張いたします。

以上、自民党を代表しての討論といたしますが、詳しくは本会議で述べさせていただきます。

委員長

続きまして、共産党。

菊地委員

日本共産党を代表しまして、議案第33号は可決、陳情第13号及び第16号、第17号については採択を主張し、討論をいたします。

議案第33号は、我が党が提案しています小樽市非核港湾条例案です。

アメリカは、核の先制使用も辞さないという姿勢を前面にして、イラク戦争を始めました。イラク戦争反対の態度、行動は、平和の国際ルールを守れと、世界じゅうで史上空前の規模となりました。平和への願いは、世界に数万発もの核兵器が存在し、アメリカの核戦争戦略の企ての中、核兵器の廃絶を求める新たな動きとなって広がっています。港湾の平和利用を願う市民の声にこたえ、非核港湾条例を制定することは、時宜にかなったものです。

一方、イラクでは、アメリカが5月に戦争終結宣言を行った後も、国連現地事務所やモスクを爆破するテロ行為が繰り返されています。襲撃されて亡くなった米兵の人数は、終結宣言以降の方が戦争中より多くなるという、まさに今も戦争中という状況です。そのような地域へ自衛隊を派遣するなどということは、憲法第9条の精神に違反する行為です。イラクへの自衛官派遣は中止するよう求めて、陳情第13号、第16号、第17号の採択、議案第33号の可決に、委員の皆さんの賛同をいただきますよう訴えて、討論といたします。

委員長

続きまして、民主党・市民連合。

佐々木（勝）委員

議案の第26号、第33号はいずれも可決、陳情第13号、第16号、第17号は採択をすることを主張し、討論いたします。

議案第33号の非核条例案については、これまでも重ねて訴えてまいりました。平和な小樽港を求める声が現在ますます高まっております。継続は力です。そういう意味で、引き続き可決を主張いたします。

それから、陳情については、第13号、第16号、似たような部分がございますけれども、それぞれの趣旨は、第13号につきましては、一方的な攻撃で、生活に、今、イラクはもう困っています。一日も早い復興支援を待ち望んでいるということ、そのためには、先ほどもありましたように、支援法が出ていますけれども、慎重な検討の上、見

合わせることを求める意見書であります。そういう意味では、願意は妥当だというふうに思います。

それから、第16号につきましては、これは、今、行われている戦闘状況は、先ほども出ましたけれども、原発の問題もそうであります。非常に戦争状態がよくないということと、劣化ウラン弾による放射能汚染も色濃く広がっているようでございます。そういう意味からも、自衛隊が行くということについても、危険な状態でございますので、これらについてはじゅうぶんに願意は妥当だというふうに考えます。

それから、第17号につきましては、一言で言えば、イラク復興支援は軍事によらない国連の枠組みでのいわゆる支援こそが必要ではないかということを訴えておりますので、これも願意は妥当というふうに思いまして、採決を主張します。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第33号並びに陳情第13号、第16号及び第17号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情は採択と、それぞれ決定することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、議案は否決と、陳情はいずれも不採択と、それぞれ決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採択いたします。

お諮りいたします。議案は可決と、所管事項の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。